

第2次瑞穂市人権施策推進指針 (案)

令和5（2023）年●月

瑞 穂 市

目 次

第1章 基本的な考え方.....	1
1 指針策定の背景と趣旨	1
2 指針の位置付け	6
3 指針の基本理念	7
4 計画の体系図	9
5 本指針に基づいた実践の期間	10
第2章 あらゆる場における人権施策の推進.....	11
1 学校における人権教育の推進	11
2 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進	14
3 企業等における人権教育・啓発の推進	18
第3章 各課題における施策の推進.....	21
1 女性の人権	21
2 子どもの人権	26
3 高齢者の人権	32
4 障がいのある人の人権	36
5 部落差別（同和問題）	40
6 外国人の人権	42
7 感染症患者等の人権	46
8 刑を終えて出所した人の人権	49
9 犯罪被害者等の人権	51
10 インターネットによる人権侵害	53
11 性的少数者の人権	57
12 その他の人権問題	60
第4章 指針の推進体制.....	61
1 推進体制	61
2 関係機関との連携	61
3 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進	62
4 瑞穂市人権尊重都市宣言の周知	62

1 指針策定の背景と趣旨

(1) 人権に関する国際的な動向

昭和23（1948）年12月10日、国際連合（以下「国連」という。）総会において「世界人権宣言」が採択されました。この宣言の第2条では「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別を受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」と定められています。

その後、同宣言を実効あるものにするために、

- ・昭和40（1965）年「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」
- ・昭和54（1979）年「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」
- ・平成元（1989）年「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」などの諸条約の採択とともに、国際婦人年をはじめとする各種の宣言などによって、文化の違いを越えて、人権の擁護と確立を求める動きが国際的な潮流として広がっていきました。

さらに、人権教育のための決議や計画の策定が以下のとおり図られてきています。

- ・平成6（1994）年「人権教育のための国連10年」の国連決議
 - ・平成16（2004）年「人権教育のための世界計画」の国連決議による継承
- 第一段階（平成17（2005）年～5年間）：初等・中等学校制度における人権教育の推進
- 第二段階（平成22（2010）年～5年間）：高等教育のための人権教育と教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権教育の推進
- 第三段階（平成27（2015）年～5年間）：メディア専門家、ジャーナリストへの人権教育の推進
- 第四段階（令和2（2020）年～5年間）：青少年のための人権教育推進期間中となっています。

また、平成27（2015）年の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が全文に記載されました。そこには、地球上の「誰一人取り残さない」、「すべての人々の人権を実現」することを掲げており、SDGsを構成する17の目標と169のターゲットには、根底に人権尊重の考えがあります。

「人権教育のための世界計画」第4段階においては、SDGsの目標4－7と連携することを盛り込んでいます。

本計画においても、国際的な取組と連携し推進することとしているため、SDGsを踏えた計画を策定します。



(2) 国の取組

わが国においては、日本国憲法において「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」が定められています。そのうちの「基本的人権の尊重」についても、さまざまな取組が行われてきました。

わが国では、「人権教育のための国連10年」の決議をふまえ、平成9（1997）年7月に、人権教育に関する国内行動計画を策定し、多分野にわたる人権問題に取り組んできました。

また、平成12（2000）年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育及び人権啓発の基本理念や施策の策定及び実施は、国の責務として明らかにされ、地方公共団体においても、基本理念に則り、国との連携を図りつつ地域の実情を踏まえた施策の策定及び実施が責務とされました。

そして、平成14（2002）年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。その基本計画には、以下の4つの方針が示されました。

- ①広く国民の一人ひとりが人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためには粘り強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望のもとに策定する。
- ②国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答弁を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④基本計画の策定にあたっては、行政の中立性を配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

その後、平成16（2004）年12月に「犯罪被害者等基本法」、平成17（2005）年11月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、平成19（2007）年7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正（「改正DV法」）、平成20（2008）年4月に「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」による法律改正、平成25（2013）年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、平成28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）及び「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定などの人権関係法の整備や改正が行われました。

現在、国の人権教育・啓発活動としては、啓発活動強調事項として、女性、子ども、高齢者、障害を理由とする偏見や差別、部落差別（同和問題）、アイヌの人々、外国人、感染症、ハンセン病患者・元患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者とその家族、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局によって拉致された被害者、ホームレス、性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別、人身取引、震災等の災害に起因する偏見や差別の17項目が取り上げられています。

啓発の内容、実施方法についても幅広く理解と共感が得られることが重要であるとともに、特定の職業に従事する者や、地方公共団体においても人権教育・啓発の担当者の育成のための研修が必要とされています。

（３）県取組

岐阜県においては、平成10（1998）年に庁内の人権関係部局が連携・協力し、人権施策について総合的かつ効果的に推進することを目的とした「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」が設置され、平成12（2000）年には、人権尊重意識を広く県民に普及し、さまざまな人権に関する問題への取組を推進するため、「岐阜県人権啓発センター」が設置されました。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等で示された基本的考え方を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」が平成15（2003）年3月に策定されました。

平成17（2005）年には、これまでの「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」を改組・拡充し、岐阜県の人権課題全般について総合的に審議する機関として、県民を代表する有識者などで構成される「岐阜県人権懇話会」を設置し、人権施策を推進しています。

平成20（2008）年には、DVや子どもへの虐待、学校等でのいじめ、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に対応するため「岐阜県人権施策推進指針」が策定され、平成25（2013）年3月には、第2次岐阜県人権施策推進指針として改定が行われました。平成30（2018）年3月には、第3次岐阜県人権施策推進指針として改定が行われ、「一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して」をテーマとし、3つの重点対策（①「よく生き合う力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進、②市町村の人権教育・人権啓発に関する施策の策定の促進、③人権問題の早期発見、迅速な対応、持続的な取り組み、不断・普段の検証）を定め、岐阜県がすすめる人権教育・啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにし、人権尊重の意識を高めるため人権教育及び人権啓発の総合的な取組を行っています。そして、令和5（2023）年3月には第4次改定がなされます。

(4) 瑞穂市人権施策推進指針策定の趣旨

日本国憲法では、基本的人権の尊重で示すように、誰もが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための、すべての人に平等な権利を保障しています。

「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいてもっている固有の権利です。私たちが一人の人間として社会生活を送る際には、人はみな平等であるという基本理念を踏まえたうえで、文化、価値観、ライフスタイルなどの個性を認め合い、一人ひとりが自由を確保し、互いに尊重し合うことが大切です。

しかし現状においては、国の内外を問わず、社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化の進行等により、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題などが社会問題化しています。近年では、インターネット上の人権侵害やさまざまなハラスメント、ヘイトスピーチ、性的指向及び性自認を理由とする差別や偏見、災害時における人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな差別や偏見等、社会・経済状況の変化等により人権問題も多様化、複雑化しています。

瑞穂市（以下「本市」という。）においても現実にさまざまな人権問題が発生しています。こういった人権問題は、人々の偏見や差別意識、知識や理解の不足などにより発生するものであり、人権教育及び人権啓発により解消することが求められます。

本市においては、さまざまな人権課題に対し、激変する社会的背景や国・県の動向を踏まえ、基本的人権が尊重され市民が互いに協調し、「おもいやり」と「たすけあい」の精神をもって生き生きとして暮らせるよう、人権教育及び人権啓発を、生涯における各発達段階においてさまざまな機会を捉え、総合的かつ効果的に行うため、「瑞穂市人権施策推進指針」を策定し、取組の推進にあたってきました。今回の「瑞穂市人権施策推進指針」の改定は、本市がこれまで取り組んできた施策や理念を継承しつつ、新しい人権課題にも対応し、人権問題の解決に向けて施策のさらなる推進を図るためのものです。

2 指針の位置付け

この指針は、世界的な人権意識の高まりの中、わが国が平成12（2000）年に施行した、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条で規定する地方公共団体の責務により策定するものであり、同法第7条により国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「岐阜県人権施策推進指針」の趣旨と本市の人権施策の整合性を図り、人権教育及び人権啓発に関する施策の一貫性を図り、かつ効果的な推進を目的として策定するものです。

本市においては、平成30（2018）年3月に瑞穂市人権施策推進指針を策定し、基本理念を「誰もがお互いを尊重し、支えあう共生のまちづくり」とし、人権教育及び人権啓発の総合的かつ効果的な推進に取り組んできました。

この度、瑞穂市人権施策推進指針の計画期間が終了を迎えることから、計画の改定に先立ち、市民の人権に関する考え方を把握し、その意見を今後の施策に反映するための基礎資料とすることを目的として、令和3（2021）年度に「瑞穂市人権に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を行いました。（抽出にて2,000人対象、644人回答）

本指針の改定にあたっては、瑞穂市第2次総合計画や瑞穂市地域福祉計画をはじめとした、関連計画などとの整合を図るとともに、全庁的な人権意識の高揚等を図り、今後さらに、本市の基本理念に基づくまちづくりの実現に向け、各種事業を推進していきます。

3 指針の基本理念

誰もがお互いを尊重し、支えあう共生のまちづくり

「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいてもっている固有の権利です。社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において、幸福な生活を営むために、欠くことのできない権利であり、私たちは、自分や他人の「人権」を尊重するためには、まず、「人権」とはどのようなことなのかを知ることが最も大切です。

本市では、「瑞穂市第2次総合計画」の将来像である「誰もが未来を描けるまち」という理念のもと、基本目標の一つに「心が通う助け合いのまち」を掲げ、市民の助け合い・支え合いにより、誰もが安心して暮らせるまちづくりをすすめています。

まちづくりをすすめるにあたり、従来の瑞穂市人権施策推進指針の基本理念を継承しそれをさらに深化させるため、本市の人権指針の基本理念を「誰もがお互いを尊重し、支えあう共生のまちづくり」とし、その達成のため市民とともに目指す姿（基本目標）を次のとおりとします。

【交流と人権感覚】 地域でさまざまな人と交流し、人権感覚を養う。

地域のコミュニケーション不足や人間関係の希薄化の中で、市民が、お互いによく関わり、ふれ合い、つながりをもつことで、お互いに向き合い、人権を尊重し合い、人権感覚を身につけていくことを目指します。

【意識と日常生活】 人権に関する知識を習得することで意識付けを行い、行動につなげる。

指針に基づく人権教育と人権啓発により、市民が、住み慣れた地域で子どもから大人まで、男性・女性の別、高齢者や障がいのある人、ない人等に関わらず人権に係る知識、意識や認識を深め、日常生活の中で生かしていけることを目指します。

【共生と協働】 協働して、人権啓発や人権教育活動に参画し、共生のまちづくりを目指す。

人権啓発活動等に、市民が参画し、市と協力・協働し合う体制を構築する中で誰もがお互いの人権を尊重し、支え合える共生のまちづくりを目指していきます。

また、近年、市民の人権意識は高まりつつあるものの、人権を侵害するさまざまな事象が生起し、日本国憲法で保障された基本的人権が完全には守られていない状況があることから、日本国憲法で保障された基本的人権を守るため、市民と市が一体となって人権尊重に取り組み“誰もがお互いを尊重し、支えあう共生のまちづくり”に向けて令和5（2023）年●月●日に「人権尊重都市宣言」を市議会の議決を得て制定しました。

この「人権尊重都市宣言」や総合計画の方針を踏まえて、「市民一人ひとりが互いに思いやることを誓い」市民と市が一体となり人権尊重のまちづくりをすすめていきます。

4 計画の体系図



5 本指針に基づいた実践の期間

本指針の実践にあたっては、令和5（2023）年度を初年度として令和9（2027）年度までの5年間を推進期間とします。また、本指針の推進期間中においても、社会情勢や市民意識の変化、施策の達成に向けた変更等が生じる場合には、必要に応じて弾力的かつ柔軟に見直すものとします。

平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)
					第2次 瑞穂市人権施策推進指針				
				瑞穂市人権施策推進指針					

1 学校における人権教育の推進

(1) 現状と課題

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養^{かんよう}※」を目的とする教育活動（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）を指しており、学校教育と社会教育とが相互に連携を図り、市民一人ひとりのライフステージに合わせて、子どもから大人に至るまで継続して実施されることが必要です。

また、文部科学省では、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14（2002）年）閣議決定、平成 23（2011）年一部変更）を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、平成 20（2008）年 3 月に「第 3 次とりまとめ」を公表しました。また、道徳教育の一層の充実を図るため、平成 30（2018）年度から小学校、令和元（2019）年度から中学校において「特別の教科 道徳」が全面実施されています。

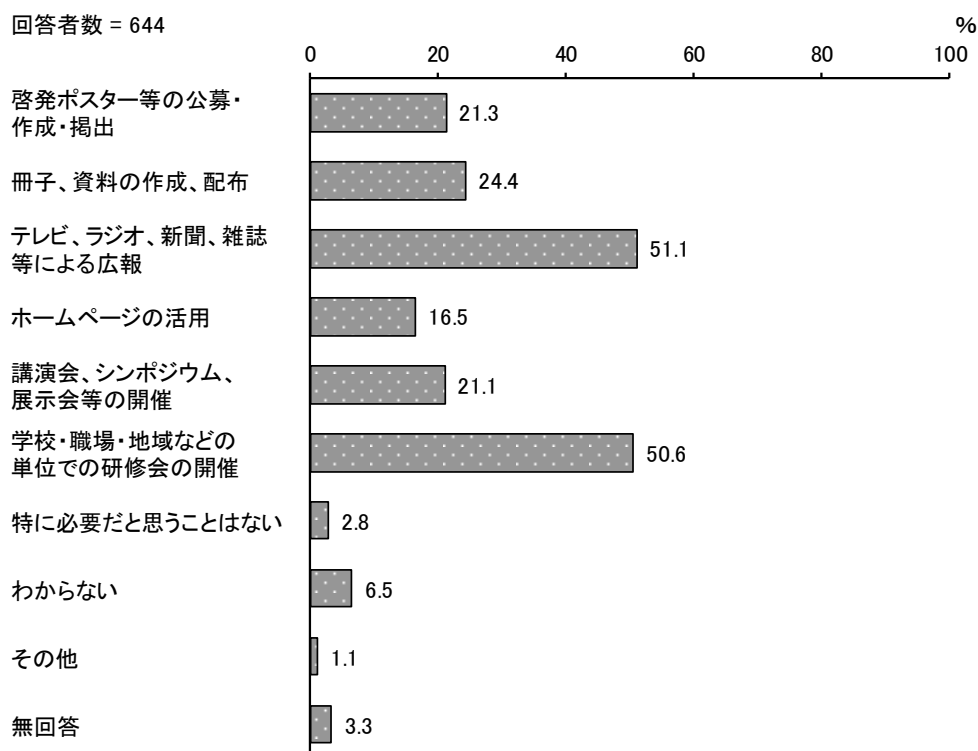
学校教育においては、人格の基礎が形成される時期にあたることから、幼少期から青年期に至る間の人権教育は特に重要です。

市民意識調査によると、人権侵害に関する市民の認識を深めるために特に必要なこととして、「学校・職場・地域などの単位での研修会の開催」（50.6%）となっており、子どもたちが暮らす学校生活の場での人権教育への期待が高いことがうかがえます。

幼児、児童生徒、学生の発達段階に応じながら、人権意識の涵養^{かんよう}に向けた、啓発・教育を実施していくことが必要です。また、自分と異なる他者との交流の機会を通じて、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権意識を培うことが必要です。また、学校教育の担い手である教職員に対して人権研修を行うなど、人権尊重の理念を深く理解した教育者の育成を図る取組も必要であり、いじめや体罰等の未然防止と早期発見・早期対応の体制づくりをすすめていくことが必要です。

※涵養とは、水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てることをいいます。教育などでは、ゆっくりと成長させることという意味になります。

人権侵害に関する市民の認識を深めるために特に必要なことについて



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 幼児教育や学校教育において、自然や多様な人々との交流や体験等を通じた、人権教育を推進します。
- 人権擁護委員と連携し、発達段階に応じながら、人権意識の涵養^{かんよう}に向けた、啓発・教育を実施します。
- 人権尊重の教育を推進していくため、教職員の指導力向上を目的とした取組に努めます。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
学校教育における人権教育の推進	○全教育活動を通じて児童・生徒の人権意識を培い、生活の中で生きて働く力を育成する教育を推進します。 ○車いす体験や障がいのある人との交流や当事者の疑似体験の機会等を通じて、互いを認め合う人間性豊かな児童・生徒を育む教育を推進します。 ○人権擁護委員と連携し、発達段階に応じながら、人権意識の涵養^{かんよう}に向けた出前講義等、啓発・教育を実施します。 ○教職員に対する計画的な人権教育研修に努めます。 ○人権教育担当教員が専門的研修に参加し、研修内容を各校の全職員に広める取組に努めます。 ○教員が互いに学び合う機会を確保し、人権教育の観点に立った授業研究に努めます。 ○人権週間の中やさまざまな機会を通じて、人権集会を行うなど、人権教育の推進を図ります。 ○認知症サポーター研修を行い、認知症の正しい理解と互いに助け合う共生社会の推進を図ります。
幼児教育の推進	○子どもたちの豊かな感性や人間性を育むため、文化的体験活動や自然とふれ合う活動を推進します。 ○幼児期からの人権意識を養うための啓発・教育を推進します。

2 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

(1) 現状と課題

家庭は、人権に関する基本的な学習の場であり、特に子どもにとっては、人権意識を育むうえで極めて重要な場です。親が他の人に対して偏見をもたず、差別をしない、差別を許さないなど、人権問題を正しく理解したうえで子どもと接することが重要です。しかし、現実には、社会が変化する中、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに育児不安、児童虐待や高齢者虐待が社会問題となっています。地域においては、人間関係の希薄化や核家族化等の世帯の小規模化が進んでおり、それに伴う地域の弱体化も問題となっています。

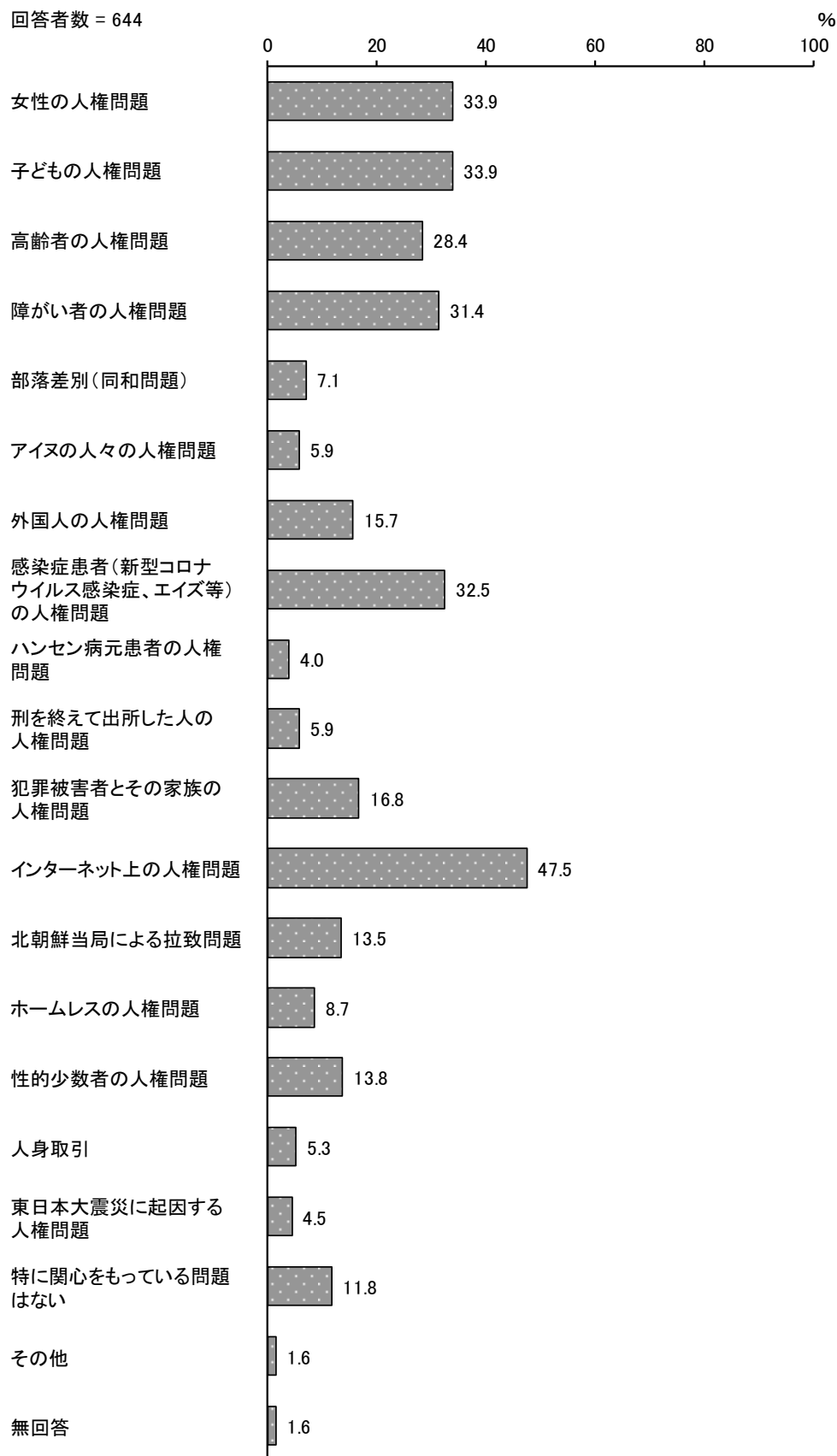
市民意識調査によると、人権問題に何らかの関心がある市民が 86.6%となっていますが、過去 3 年間の市民の人権問題に関する講演会への参加度について、「講演会自体を知らなかった」(45.3%) が最も高く、平成 28 (2016) 年度に比べ変化がみられていません。

今後、家庭・地域社会での人権教育及び人権啓発を推進するため、ライフステージに応じて、市民の関心があるテーマを中心として、人権に対する関心を高め、人権意識の高揚や学習機会の充実へとつなげていくことが必要です。

また、家庭の孤立化が指摘されている中で、地域、学校、行政等の関係者が連携して家庭を支援することも重要です。

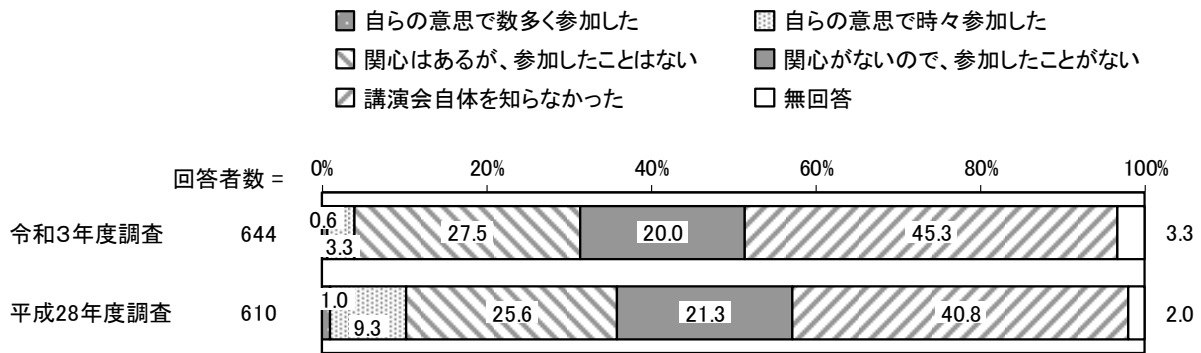
現在関心をもっている人権問題について

回答者数 = 644



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

人権問題に関する講演会への参加について



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 家庭における人権教育を高めるための支援を行います。
- 人権に関する知識や考え方の普及・啓発を推進します。
- 人権教育及び人権啓発活動を推進する人材の養成に努めます。
- 市民の複合的な課題に対し、包括的・重層的な相談体制の充実に努めます。
- 地域の問題について、身近な地域で話し合う場をつくれます。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
保護者に対する研修などの充実	○PTAの研修等、保護者を対象とする人権研修会の充実を図ります。
講座などの開催	○参加者の関心があるテーマを設定した人権講演会を開催します。
「人権問題講演会」の充実	○市民、人権に関わりの深い仕事に従事する人（人権擁護委員、民生委員等）に対する啓発講演会の充実を図ります。
高齢者に対する人権啓発の推進	○高齢者サロン等で、人権啓発を推進します。
ポスター掲示などによる人権啓発の推進	○市役所、市内施設、コミュニティーセンター等、さまざまな場所に人権の大切さを訴えるポスターの掲示などを通じて人権の啓発を推進します。

事業名・取組	事業・取組内容
人権街頭啓発の推進	○市内イベントでの人権啓発を推進します。 ○プロジェクションマッピングによる人権啓発を行います。
国・県及び関係団体との連携	○人権擁護委員が中心となり、国や県、人権啓発活動ネットワーク協議会などが一体となって、幅広い啓発活動を推進します。
人権擁護委員の研修	○指導・相談技能を高めるための研修の充実を図ります。
個別の課題に対応した相談体制の充実	○当事者会及び家族会の構築・運営により、生きづらさを共感できる場づくりに取り組みます。 ○医療・福祉・教育の関係機関と連携し、個別の課題に合わせた専門的な支援を適切にコーディネートし、必要な支援につなげる体制の充実を図ります。
瑞穂市人権相談の充実	○人権擁護委員による相談の充実に努めます。
国、県などとのネットワークの充実	○適切なアドバイスを得るため、国や県などとのネットワークの充実に努めます。
地域の課題について話し合う場の提供	○身近な地域の課題について、話し合う場を提供し、住民の福祉意識、人権意識の向上につなげます。

3 企業等における人権教育・啓発の推進

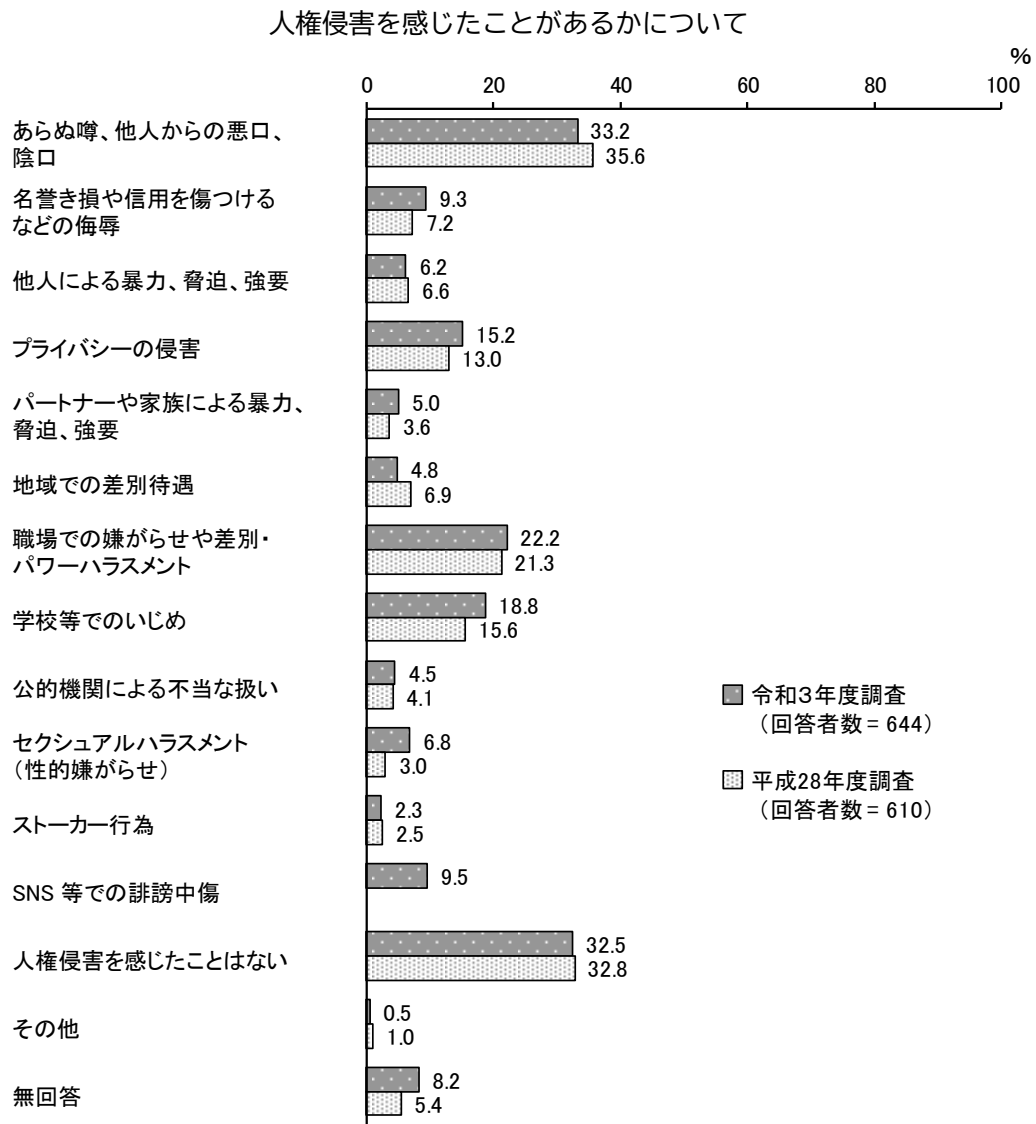
(1) 現状と課題

企業等の事業所においては、公正な採用、男女間の昇進や賃金格差の問題、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のさまざまなハラスメントへの対応等、働く人の立場に立った働き方改革が求められています。

市民意識調査によると、人権侵害を受けたことがあるかについて、「職場での嫌がらせや差別・パワーハラスメント」の割合が 22.2%となっており、平成 28（2016）年度調査と比べ 0.9%微増しています。

企業等の事業所は、事業活動を通じて家庭や地域と深い関わりをもっており、事業活動において、人権尊重の視点に立ち、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが重要となります。このため、企業等の事業所に対して、各種法令の遵守に努めるよう、法律についての情報提供を行うことが必要です。

また、行政職員等、人権に関わりが深い特定の職業に従事する者（行政職員、教職員、保育士、消防職員、医療・福祉関係職員等）については、人権意識の向上が特に求められ、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要です。人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育・啓発の充実及び強化を推進していくことが必要です。



(令和3 (2021) 年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 企業等事業所の人権意識を向上するため、人権教育及び人権啓発活動を促進・支援します。
- 雇用や職場における各種ハラスメント等の人権侵害の未然防止、早期発見・早期対応の体制整備を支援します。
- 平等な就労機会と待遇の確保について啓発します。
- 市職員に対する人権教育及び人権啓発を推進します。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
企業等事業所における人権教育及び人権啓発の充実	○人権問題に対する意識向上や各種ハラスメントの防止に向けて、企業等事業所の自主的な人権教育及び人権啓発のため、講師の派遣や教材の提供などの支援の充実に努めます。
雇用・昇進の機会均等の推進	○企業等事業所において雇用・昇進の機会均等を推進します。
市の職場における人権教育及び人権啓発の充実	○本市のあらゆる職場において人権尊重を基本とした職務が遂行できるよう、研修の充実に図ります。

1 女性の人権

(1) 現状と課題

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、未だ「男は仕事、女は家庭」などといった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、家庭や職場、地域などでさまざまな差別を生む原因となっています。また、女性のひとり親家庭においては、近年の社会情勢の影響もあり、経済状況はさらに厳しいものとなっています。

国においては、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、同法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクションをはじめとしたさまざまな取組をすすめ、令和 2（2020）年に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。平成 24（2012）年には、女性の活躍における経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」が策定され、平成 28（2016）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、女性の職業生活における活躍を推進するための取組がすすめられています。令和 3（2021）年には、世界経済フォーラムが発表した経済・教育、政治及び健康の各分野のデータから男女間の格差を数値化した「ジェンダー・ギャップ指数」では、156 か国中 120 位になっているなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されています。

男女間の暴力に関しては、国において、平成 25（2013）年に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が相次いで改正されています。

近年の状況としては、内閣府男女共同参画局の調査によると、コロナ禍の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加などにより、DV（配偶者暴力）相談件数が増加しており、女性に対する暴力の増加の深刻化、女性の自殺者数の増加に影響を与えている可能性があるとして指摘されています。

なお、市では、令和 4（2022）年 4 月に DV 対策地域協議会を要保護児童対策地域協議会と協働するかたちで立ち上げ、特に実務者レベルでの情報共有の充実を図っています。

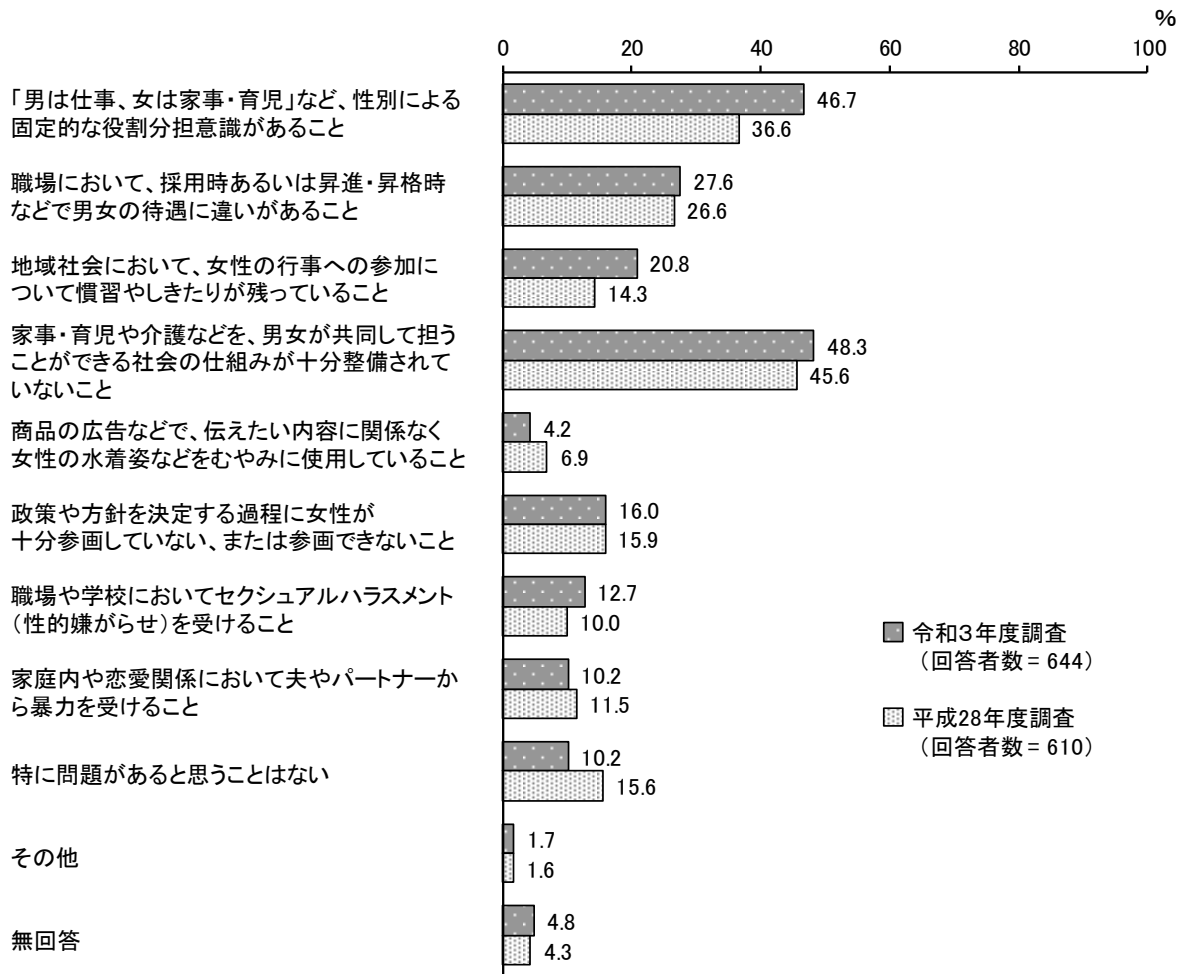
市民意識調査によると、女性の人権問題について特に問題があると思うことは、「家事・育児や介護などを、男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」の割合が 48.3%と最も高く、次いで「男は仕事、女は家事・育児」など、性別による固定的な役割分担意識があること」の割合が 46.7%となっています。

平成 28（2016）年度調査と比較すると「男は仕事、女は家事・育児」など、性別による固定的な役割分担意識があること」の割合が 10 ポイント近く高くなっており、性別役割分担意識に対する市民の意識が改善した結果、課題と感じる市民が増加したことが想定されます。

また、女性の人権を尊重していくために必要なことは、「家庭生活と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」の割合が 48.1%と最も高くなっており、仕事と家庭との両立のために社会環境の整備が求められています。また、平成 28（2016）年度調査に比べると、「学校教育や社会教育の場で、男女平等を推進するための教育、学習活動を充実させる」の割合が増加しており、学校、社会での教育活動を通じた市民への啓発が求められています。

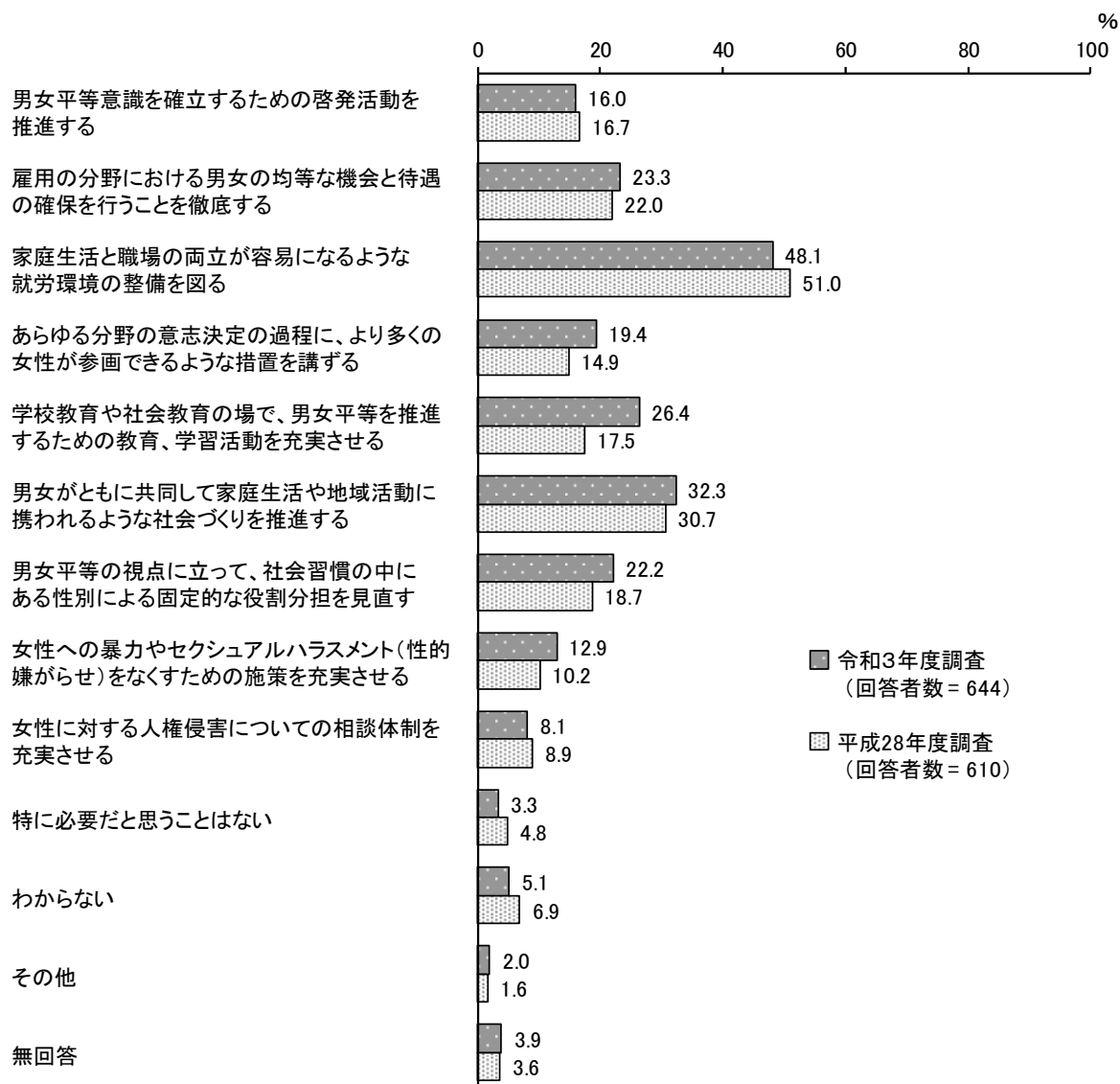
今後も、家庭・職場・地域へのジェンダー平等への理解に向けた啓発を行うことにより、性別に基づく不平等を許さない社会づくりを推進していくとともに、仕事と家庭の両立がしやすい環境を整備し、性別にかかわらず誰もが望む暮らしが実現できる社会の実現へとつなげていくことが必要です。また、DV等さまざまな困難な状況に置かれている女性への支援を充実していくことが必要です。

女性の人権問題について特に問題があると思うこと



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

女性の人権問題を尊重していくために必要なこと



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 男女共同参画社会を目指し、さまざまな機会を通じて家庭、地域、職場における男女共同参画がすすむよう、男女共同参画の周知・啓発を行い、意識の向上に努めます。
- 女性の人権を無視したさまざまな暴力等、行為の根絶と被害の救済に努めます。
- あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりを推進します。
- さまざまな困難を抱えた女性が安心して暮らせる相談支援体制の構築に取り組みます。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
生涯学習における学習機会の充実	○多くの市民が人権問題に関心をもつよう、市民の関心の高い内容に工夫し、人権をテーマにした講演会などの充実に努めます。
女性に対する暴力防止意識の向上	○女性に対する暴力防止のための情報提供や啓発を推進します。特に関心の低い層への積極的な情報提供と研修活動を行います。
女性の暴力被害の救済支援の充実	○配偶者や恋人などパートナーから受ける暴力（DV）、セクハラ、ストーカー行為などの暴力や性的いやがらせの被害者に対する支援の充実を図ります。
母子等緊急一時保護事業の充実	○県と連携して、夫の暴力などにより、緊急に保護が必要となる母子などに対する一時的な生活支援の充実を図ります。
女性のための相談体制の充実	○専任の女性相談員が常駐し、児童福祉や母子保健部門と連携して、さまざまな悩みをもつ女性からの相談に応じて適切な助言・指導を行う体制の充実を図ります。
「おもいやり」「ささえあい」から始まる瑞穂の夢まちづくり	○配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画に基づく体制づくりを推進します。
瑞穂市男女共同参画基本計画の推進	○男女共同参画社会を実現するため、市政のあらゆる分野で的確な進捗管理を行い、計画を推進します。
メディアを活用した情報発信の充実	○男女共同参画に関する市民の意識を高めるため、市広報をはじめあらゆる情報媒体を活用し積極的に啓発をすすめます。
審議会などへの女性委員登用の促進	○市政やまちづくりへの女性の参画を図るため、各種審議会・委員会における女性委員の登用を促進します。

2 子どもの人権

(1) 現状と課題

子どもを取り巻く環境は、いじめや児童虐待、児童ポルノ等の性被害、体罰など、依然として厳しく、近年ではインターネットなどＩＣＴ（情報通信技術）の発展に伴い、複雑化・多様化した問題が発生しています。

平成元（1989）年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」においては、「子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者」として位置づけられており、わが国では平成6（1994）年にこの条約を批准しました。

また、国においては、平成11（1999）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春、児童ポルノ禁止法）、平成12（2000）年に虐待の禁止や児童相談所への通告義務を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）、平成22（2010）年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

さらに、平成28（2016）年に、「児童福祉法」が改正され、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策をより一層強化するために、市町村及び児童相談所の体制強化が明確にされました。

平成20（2008）年には、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）の改正法の施行、平成21（2009）年に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が施行されました。

平成25（2013）年には、「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめ防止等のための対策についての国及び地方公共団体等の責務が明確にされ、平成26（2014）年に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子ども貧困対策推進法）が施行されました。

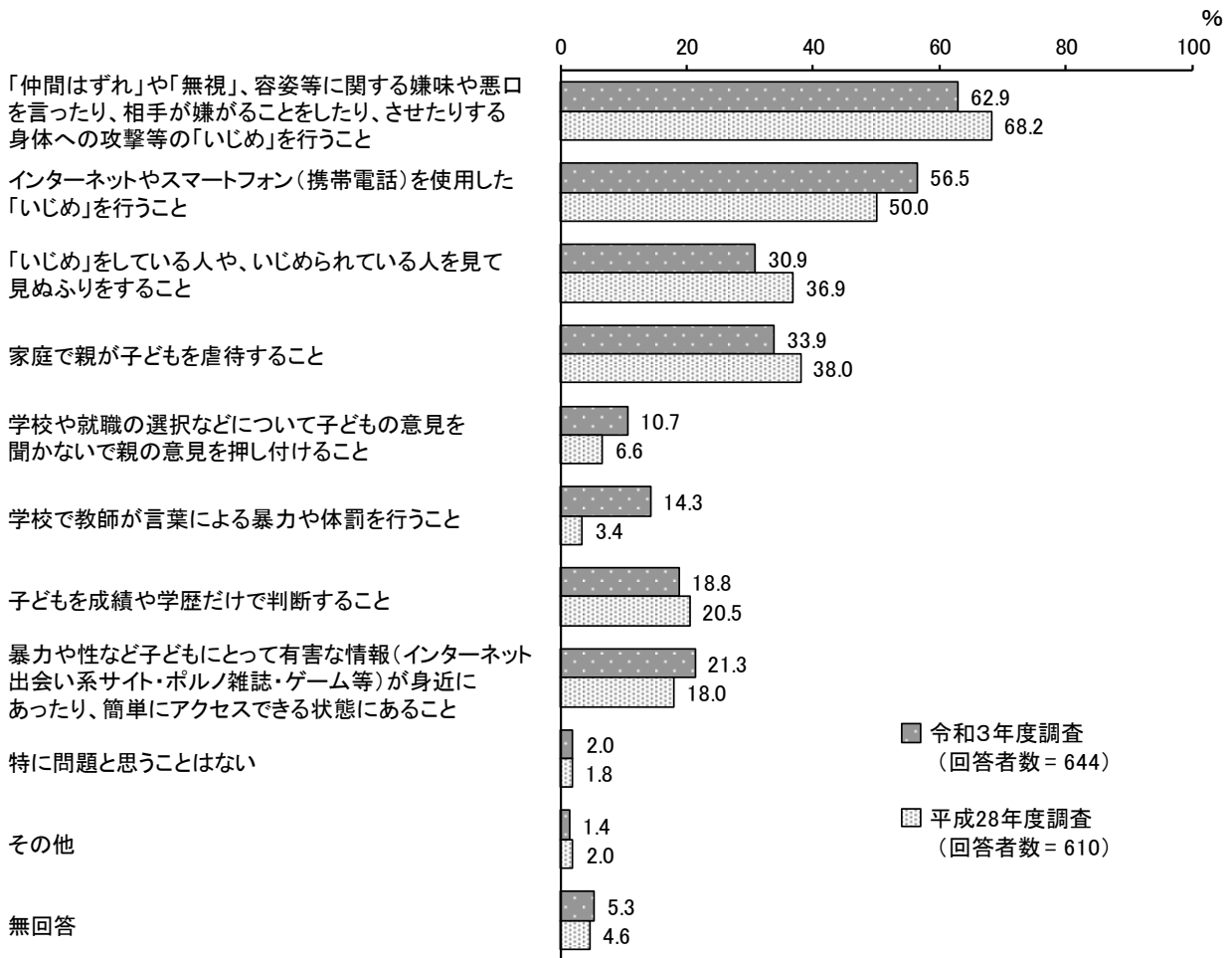
平成27（2015）年3月に、「少子化社会対策大綱」が取りまとめられ、同年4月より、子ども・子育て関連3法に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、社会全体で子ども・子育て世帯を支える環境づくりをすすめる「子ども・子育て支援新制度」が始まり、令和5（2023）年4月には、子どもの権利を保障するための「こども基本法」の施行と「こども家庭庁」の設置が予定されるなど、子どもの権利を守る法制度の整備がすすめられています。

市民意識調査によると、子どもの人権問題について特に問題があると思うことは、「仲間はずれ」や「無視」、容姿等に関する嫌味や悪口を言ったり、相手が嫌がることをしたり、させたりする身体への攻撃等の「いじめ」を行うこと」の割合が 62.9%と最も高く、次いで「インターネットやスマートフォン（携帯電話）を使用した「いじめ」を行うこと」の割合が 56.5%と平成 28（2016）年度調査と同様高くなっています。また、子どもの人権を守るために必要なことは、「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、3 者が連携して活動に取り組む」の割合が 42.9%と最も高くなっています。平成 28（2016）年度調査と比較すると「親の家庭でのしつけ等の教育力を向上させる」の割合が 10 ポイント近く減少しています。

児童虐待やいじめなどの子どもをめぐる人権問題に対応するため、家庭や学校だけではなく、地域社会全体で子どもを育てるという機運を高め、家庭・学校・地域が連携し対応するとともに、子どもたちの成長過程で生じるさまざまな問題解決のために切れ目のない相談・支援体制の充実が必要です。また、子どもの貧困やヤングケアラー等、困難な状況にいる子ども一人ひとりの状況に応じた、寄り添った支援を行うことも必要です。

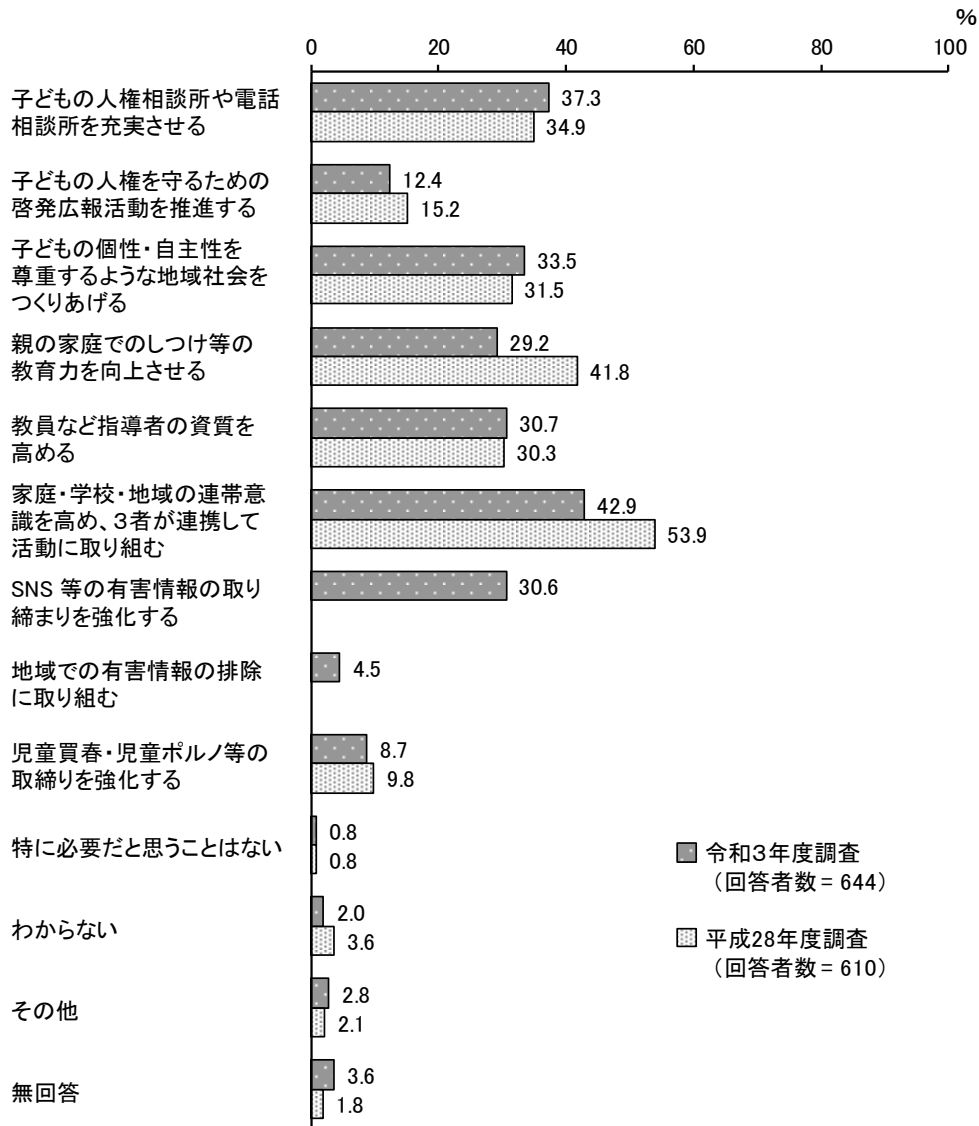
子どもの人権尊重においては、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉える「児童の権利に関する条約」の理念や「こども基本法」の趣旨を踏まえ、子どもとしての権利や自由を尊重していくことが必要です。

子どもの人権問題について、特に問題があると思うこと



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

子どもの人権を守るために必要なこと



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

※前回は「SNS等の有害情報の取り締まりを強化する」と「地域での有害情報の排除に取り組む」の選択肢がありませんでした。

(2) 施策の方向

- 子どもや子育て世代への理解を深めるため、多世代間交流の推進やさまざまな学びの機会を通じて、子どもの人権を尊重する意識の普及・啓発を図ります。
- 子どもや子育て世代が地域で生き生きと生活できるよう、集いの場や居場所づくりの充実を図ります。
- 学校教育等により、子どもへの人権教育の充実を図ります。
- 家庭・学校・地域の連携のもと、児童虐待防止の啓発及び事案の早期発見、早期対応を推進します。
- いじめや暴力、不登校などの問題解決に向けて、相談体制の充実を図ります。
- ヤングケアラー等の子どもに対する理解の醸成や必要な支援につなげる体制づくりに取り組みます。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
多世代間交流事業の充実	○地域の高齢者を子どもたちの行事に招待したり、子どもたちが高齢者福祉施設を訪問するなど、親世代を含む多世代間のふれ合いを図る事業の充実を図ります。
学校教育における人権教育の推進	○車いす体験や障がいのある人との交流や当事者の疑似体験等の機会を通じて、互いを認め合う人間性豊かな児童・生徒の育成を推進します。 ○認知症についても正しく学習する機会を設けます。
スクールカウンセラー、相談員の指導力向上	○スクールカウンセラーや相談員に対する研修会などを設け、さまざまな困難を抱えている児童生徒の支援等指導力の向上を図ります。
教職員に対する人権研修の推進	○教職員に対する人権教育研修を計画的に実施するとともに、人権教育担当教員に対する専門的研修を実施し、研修内容を各校の全職員に広める取組を推進します。
保護者を対象とした人権教育の充実	○PTAの研修等、保護者を対象とした人権に関する研修会の充実を図ります。
児童虐待防止啓発の充実	○家庭・学校・地域の連携意識を高め、連携して活動に取り組むための啓発に取り組めます。 ○市広報などを通じて、虐待防止の啓発の充実を図ります。

事業名・取組	事業・取組内容
児童虐待への対応強化	○瑞穂市要保護児童対策地域協議会において、児童虐待や要援助児童などの早期発見及び適切な保護支援を強化します。
子どもの人権相談の充実	○子どもの人権問題に対して子どもとその親へ適切な指導・援助が行えるように相談体制の充実を図ります。 ○虐待やいじめ等について、子ども自身が相談できて助言が受けられる場所や方法の充実を図ります。
子どもの人権教室の充実	○子どもに人権問題を考えてもらえるように人権教室を行います。
ヤングケアラーに対する啓発	○ヤングケアラーに対する市民の理解に向けた啓発に取り組みます。
ヤングケアラーの早期発見及び支援	○本来大人がするような家族の世話をしている子どもの実態把握に努め、適切な支援につなげます。

3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

国における高齢化の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、令和2（2020）年10月1日時点で65歳以上が3,619万人、高齢化率は28.8%となっています（令和2（2020）年国勢調査）。本市においては、令和2（2020）年10月1日現在、高齢化率は21.0%となっており、国と比較しても高齢化率は低いものの、年々増加しています。また、団塊の世代が75歳以上になる令和7（2025）年には支援が必要な高齢者も急増すると見込まれ、大きな課題となっています。

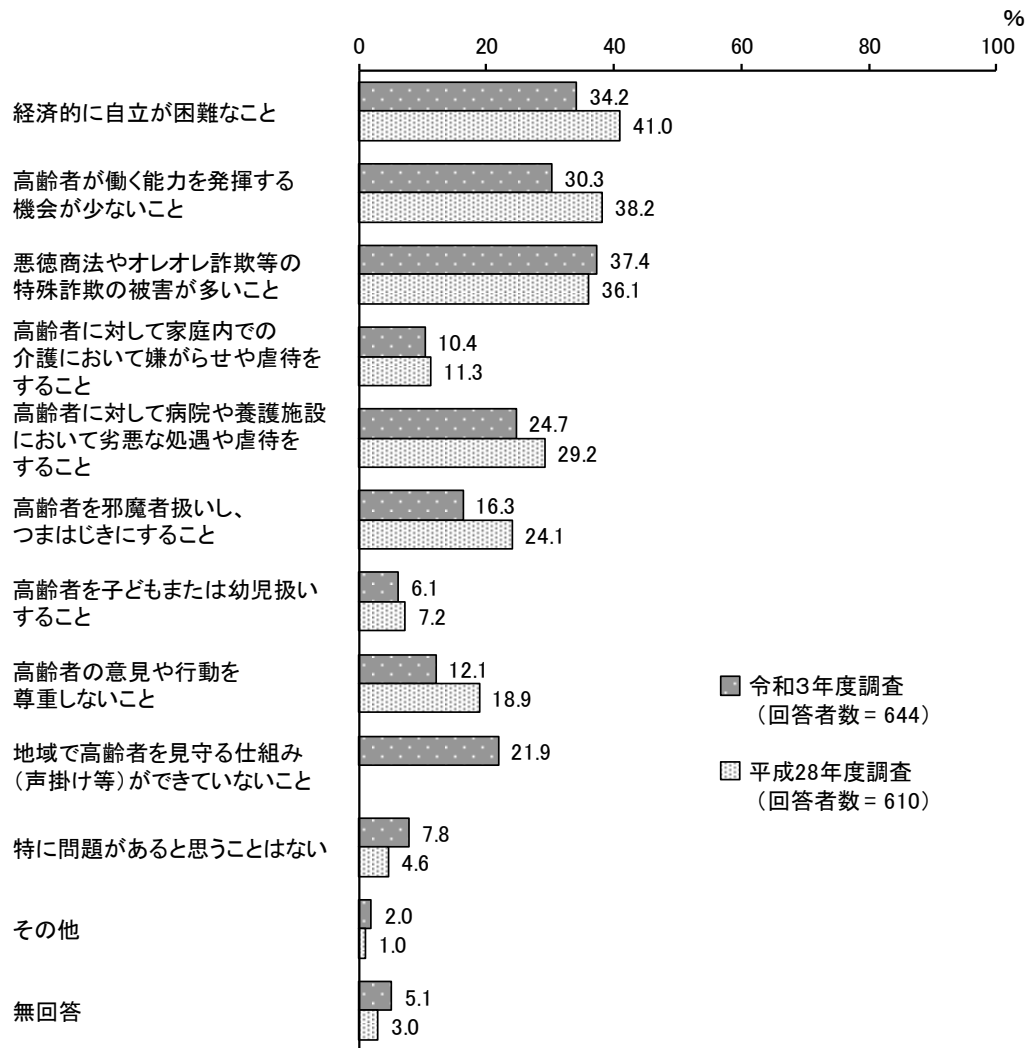
このような高齢化をはじめとする社会構造の変化や家族形態の多様化、地域社会のつながりの希薄化などにより高齢者を支える担い手が減少している中、介護における虐待や一人暮らしの高齢者や認知症高齢者などを標的にした特殊詐欺による財産や金銭の搾取といった権利の侵害が新たな社会問題となっています。

国においては、平成18（2006）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、虐待を受けたと見られる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。

市民意識調査によると、高齢者の人権問題について特に問題があると思うことは、「悪徳商法やオレオレ詐欺等の特殊詐欺の被害が多いこと」の割合が37.4%と最も高く、次いで「経済的に自立が困難なこと」の割合が34.2%となっています。平成28（2016）年度調査と比較すると、3番目に高かった「悪徳商法やオレオレ詐欺等の特殊詐欺の被害が多いこと」が1番関心の高い人権問題となっています。また、高齢者の人権を守るために必要なことは、「年金や住宅、福祉、医療サービス等の充実により、高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する」の割合が58.2%と最も高くなっています。

こうした市民意識の中で、一番関心の高い特殊詐欺への対応としては、消費者教育及び被害にあった高齢者への相談対応の充実はもちろんのこと、高齢化や世帯の孤立が進む中、地域での普段からの声かけなど、市民のつながりといった面からの抑止も有効と考えられます。そして、広く高齢者の人権を守るためには、これも調査にある通り、高齢者が自立して生活しやすい環境を整備することが必要で、そのためには、年金や住宅、福祉、医療サービスの充実はもとより、高齢者が社会の重要な一員として、その個性や能力を十分に発揮しながら主体的に社会活動に参画し、生きがいをもって、住民同士が支え合って、生き生きと暮らすことができるような地域の基盤づくりが欠かせません。

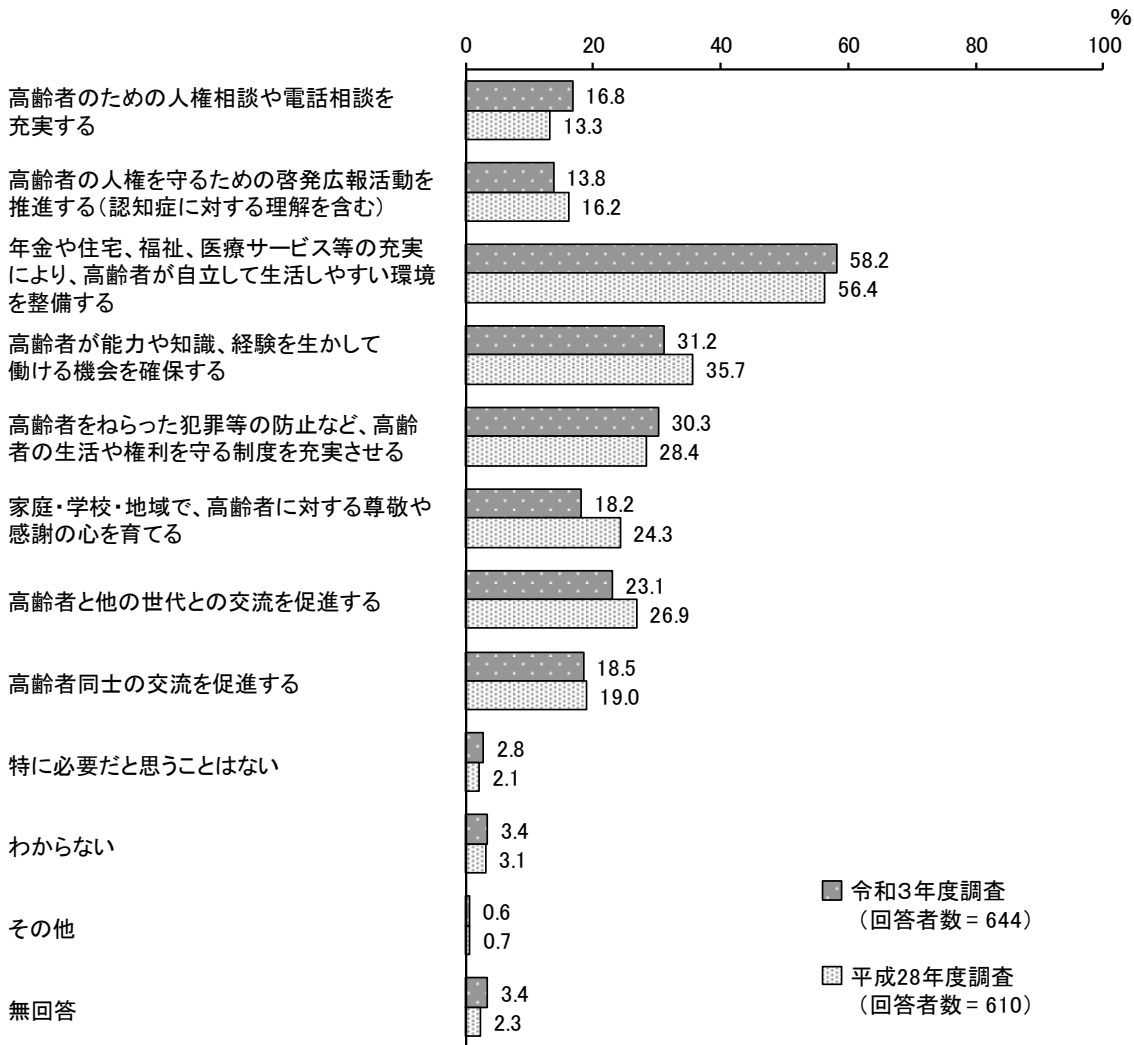
高齢者の人権問題について特に問題があると思うこと



（令和3（2021）年度瑞穂市人権に関する市民意識調査）

※前回は「地域で高齢者を見守る仕組み（声掛け等）ができていないこと」の選択肢がありませんでした。

高齢者の人権を守るために、必要なこと



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 高齢者への理解を深めるため、世代間交流の推進や、普及・啓発の充実を図ります。
- 地域での声かけ、見守りができるような環境づくりを推進します。
- 高齢者が地域で生き生きと生活できるよう、サロン等の集いの場の充実や就労機会や生きがい活動の充実を図ります。
- 高齢者のニーズに応じた、生活支援、介護サービスの充実を図ります。
- 高齢者やその家族に対する権利擁護を推進します。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
多世代間交流事業の充実	○地域の高齢者と子どもたちがいっしょに学校で学んだり交流するなど、親世代を含む多世代間のふれ合いを図ります。
高齢者職業相談の充実	○商工会やハローワーク等と連携し、さまざまな就労先の開拓やつなぎ、高齢者の就業に関する相談や情報提供の充実を図ります。
シルバー人材センター事業の充実	○自らの生きがいづくりや活力ある地域社会づくりに貢献するシルバー人材センター事業の支援の充実を図ります。
地域包括支援センターの充実	○高齢者の総合相談窓口として、センターの周知を図っていきます。特に、関係機関（民生委員・自治会等）への周知を行うことで、身近な相談先として活用促進につなげます。 ○地域で暮らす高齢者の権利擁護業務（虐待防止を含む）などさまざまな面から支援の充実を図ります。
一人暮らし高齢者などへの安心サービスの推進	○一人暮らしの高齢者などが安心して生活できるよう、見守りなどのための配食サービスの実施や緊急時に非常連絡できる緊急通報システム事業の支援の充実を図ります。
生活支援サービスの充実	○高齢者が充実した生活を在宅で過ごすことができるよう、生活を支えるサービスの充実を図ります。
高齢者への在宅福祉サービスなどの充実	○高齢者の社会的孤立感の解消、運動機能の向上、認知機能の低下予防などを目的とした一般介護予防教室や総合事業通所型サービスなどの充実を図ります。 ○認知症の人を地域で支える体制づくりを行います。
啓発の推進	○高齢者の人権を尊重する意識の向上のため、いろいろな場や機会を活用した啓発活動を推進します。
生活支援体制整備の推進	○高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で過ごすことができるよう、地域支え合い推進会議を通じて、地域のつながり、支え合い、助け合いづくりをはじめとした生活支援を推進します。
権利擁護の推進	○認知症への正しい理解の促進、消費者被害や高齢者虐待に対する相談体制の充実、成年後見制度の利用支援など、関係機関と連携し、権利擁護事業の充実を図ります。
消費者教育の推進	○悪徳商法やオレオレ詐欺等の特殊詐欺の予防に向けた啓発を行います。

4 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題

障がいのある人が、交通機関等において、車いすでの乗車を拒否されたり、就労において差別的な取り扱いを受けたりするなど、法律の整備が進んでいる現在においても、人々の理解や意識がまだまだ追いついていない状況です。

国においては、平成5（1993）年に「障害者基本法」が改正され、初めて精神障がい者が障がい者と位置づけられ、平成16（2004）年に障がいを理由とする差別禁止の規定が追加されました。

また、平成17（2005）年には「発達障害者支援法」が施行され、自閉症、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）などの発達障がいの早期発見とともに、成人期までの支援が国や自治体の責務であると規定されました。

平成24（2012）年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、障がい者虐待の防止や虐待の早期発見、早期対応の施策がすすめられています。

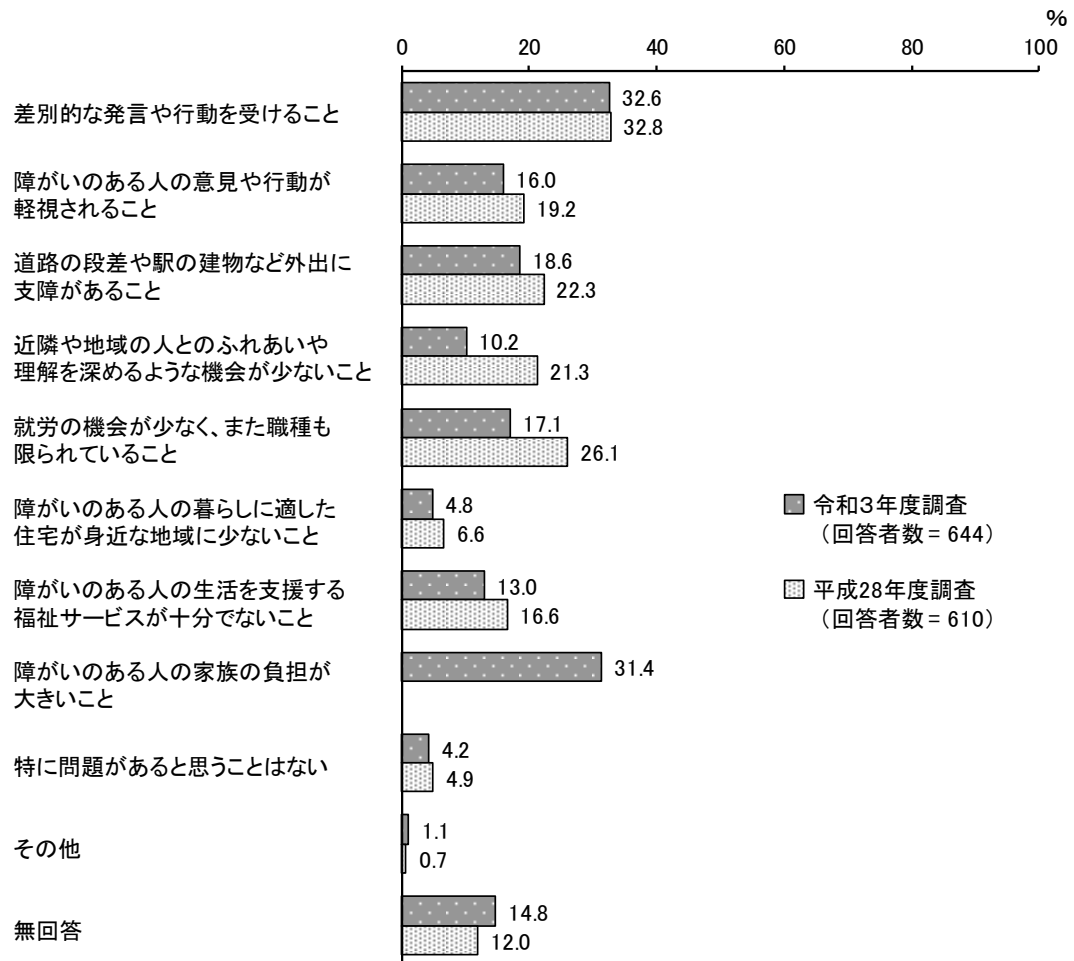
さらに、平成26（2014）年に障がい者の権利実現のための措置等について定めた「障害者の権利に関する条約」を批准し、国内法制度の整備の一環として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28（2016）年に施行されています。その中では、行政機関や事業者による障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止されただけでなく、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮（合理的配慮）を行うことが求められています。なお、令和3（2021）年には、これまで努力義務とされてきた事業者による合理的配慮の提供を義務と改める改正法が成立しています。

市民意識調査によると、障がい者の人権問題について特に問題があると思うことは、「差別的な発言や行動を受けること」の割合が32.6%と最も高く、次いで「障がいのある人の家族の負担が大きいこと」の割合が31.4%となっています。また、障がい者の人権を守るために必要なことは、「障がいのある人が安心して外出できるよう建物の設備や公共交通機関を改善する」の割合が49.2%と最も高く、次いで「障がいのある人の就労機会を確保する」の割合が48.1%となっており、平成28（2016）年度調査と同様となっています。

障がいのある人の地域生活、社会参加を促進し、真の共生社会を実現するためには、障がいのある人への偏見や差別意識が生じることのないよう、市民の障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識を深めていくことが必要です。

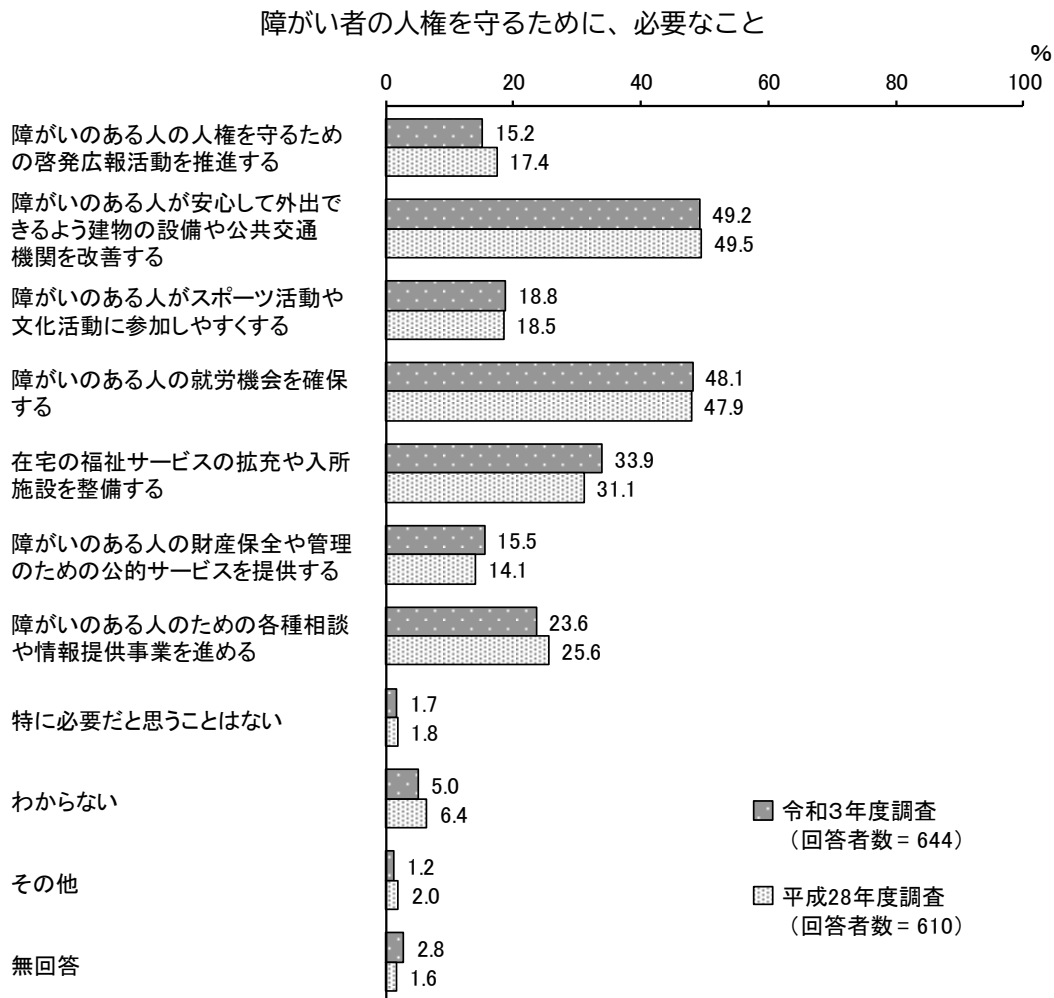
また、保健・医療・福祉・保育・教育等が連携し、親亡き後の体制づくりや、すべてのライフステージにおいて切れ目のない支援体制の充実が必要となります。

障がい者の人権問題について特に問題があると思うこと



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

※前回は「障がいのある人の家族の負担が大きいこと」の選択肢がありませんでした。



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 障がいのある人の人権について理解を深めるための普及・啓発の充実を図ります。
- 障がいのある人が安心して生活できる環境づくりを推進します。
- 障がいのある人の雇用、就労支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある人に対する権利擁護の充実を図ります。
- 障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
交流活動の促進	○障がいのある人と一緒に学習できる機会の開催に努めます。
障がい者の人権啓発講座の充実	○障がいについての理解を深めること、及び偏見の排除を目的にした講座の充実を図ります。
障がいのある人の生活支援	○障がいのある人が地域で主体的に生活することができるよう、福祉サービスの利用援助や相談などを推進します。
住宅環境の改善の促進	○障がいのある人の住宅環境のバリアフリー化を促進します。
地域生活支援事業の充実	○障がいのある人が地域において自立した生活を営むことができるよう各種サービスの充実を図ります。
福祉有償運送事業の充実	○障がいのある人の日常生活の維持と社会参加を促進するため、低料金での移送サービスの充実を図ります。
障がいのある人の権利擁護事業の推進	○知的・精神障がいなどのある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理などの事業の充実を図ります。 ○知的・精神障がいなどのある人で判断能力が不十分な人が契約などの法律行為ができるよう、成年後見制度について、周知・啓発を行います。
障がいのある人に対する相談活動の推進	○障がい福祉に関する相談、訪問指導を推進します。
障がいのある人に対する就労支援や就労定着事業の充実	○障がいのある人に作業の場を提供して作業指導や生活訓練を行う障がい者就労施設等を支援します。また、福祉的雇用の充実のため、民間企業の作業委託の啓発等を図ります。
福祉教育の推進	○学校教育、社会教育において障がいのある人の人権を守る考え方の育成を推進します。
障がいに対する差別の解消と合理的配慮の推進	○さまざまな場において、障がいを理由とする差別の禁止に向けた啓発、相談支援体制を推進します。

5 部落差別（同和問題）

（１）現状と課題

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的発展の過程でつくられた身分的差別であり、現代においても、同和地区や被差別部落と呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、経済的・社会的・文化的に低位の状態に置かれ、自由な結婚が妨げられたり、就職で不公平な扱いを受けるなど、日常生活の上でさまざまな社会的不平等や差別を受け、人権が侵害されるという日本固有の重大な人権問題です。部落差別（同和問題）は、現在も続いており、近年は、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。

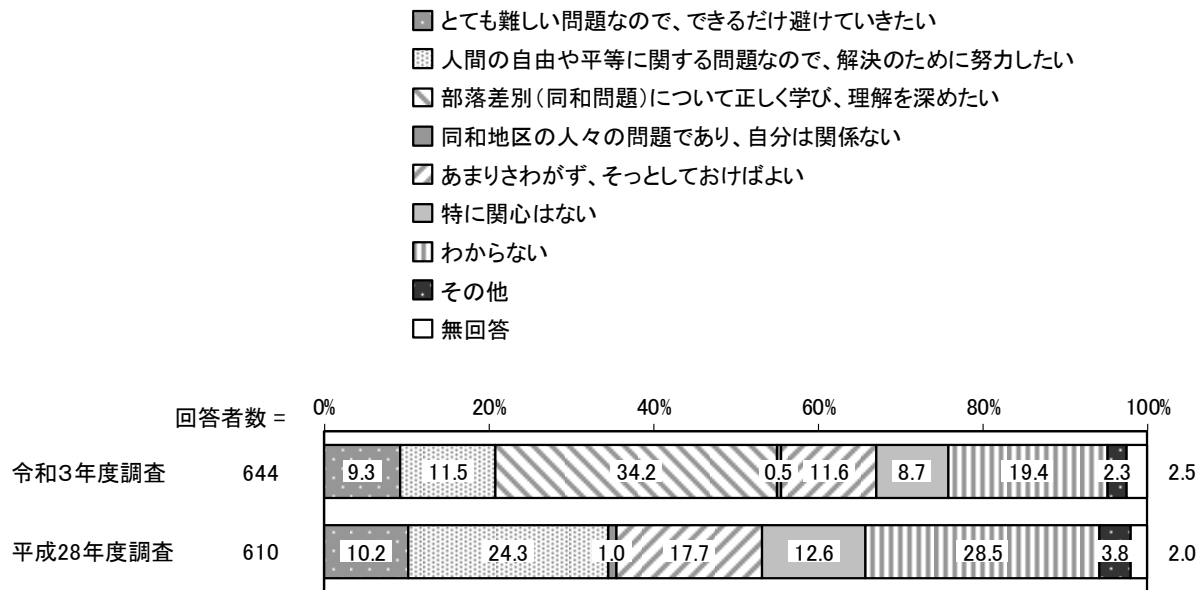
国においては、昭和 40（1965）年の同和対策審議会の答申を踏まえ、昭和 44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後 33 年間にわたり、特別法による同和対策事業が実施されました。こうした取組により、地域の住環境や住民の生活向上を中心に実態的差別は大きく改善されましたが、人々の意識下における差別意識の解消については、十分とはいえない状況が続いています。

平成 28（2016）年に「部落差別解消推進法」が施行され、現在も部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている中、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、差別の解消へ取り組むことが重要な課題であるとしています。また、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記されています。

市民意識調査によると、同和問題について、「わからない」の割合が 19.4%と、平成 28（2016）年度調査と比較すると減少しており、「部落差別（同和問題）について正しく学び、理解を深めたい」の割合も 34.2%と高く、市民の関心は高くなっています。

引き続き、市民の部落差別（同和問題）に関する誤った認識や偏見、無関心をなくすため、人権教育及び人権啓発の取組をすすめ、市民一人ひとりが同和問題について正しく理解し、偏見にとらわれない社会を目指していく必要があります。

部落差別（同和問題）への認識について



（令和3（2021）年度瑞穂市人権に関する市民意識調査）

※前回は「部落差別（同和問題）について正しく学び、理解を深めたい」の選択肢がありませんでした。

（2）施策の方向

- 同和問題について、差別意識の解消に向けて人権教育及び啓発活動を推進します。
- えせ同和行為排除のための啓発に努めます。

（3）具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
教職員への研修の充実	○教職員に対する計画的な人権教育研修を充実します。また、人権教育担当教員に対する専門的研修を実施し、研修内容を各校の全職員に広める取組の充実を図ります。
講座等の充実	○「人権」を含む教養講座などの充実を図ります。
「人権講演会」の充実	○市民、人権に関わりの深い分野の事務に従事する人に対する啓発講演会の充実を図ります。
「えせ同和行為」に対する啓発の充実	○「えせ同和行為」に対する認識と適切な対応のための研修や啓発の充実に努めます。

6 外国人の人権

(1) 現状と課題

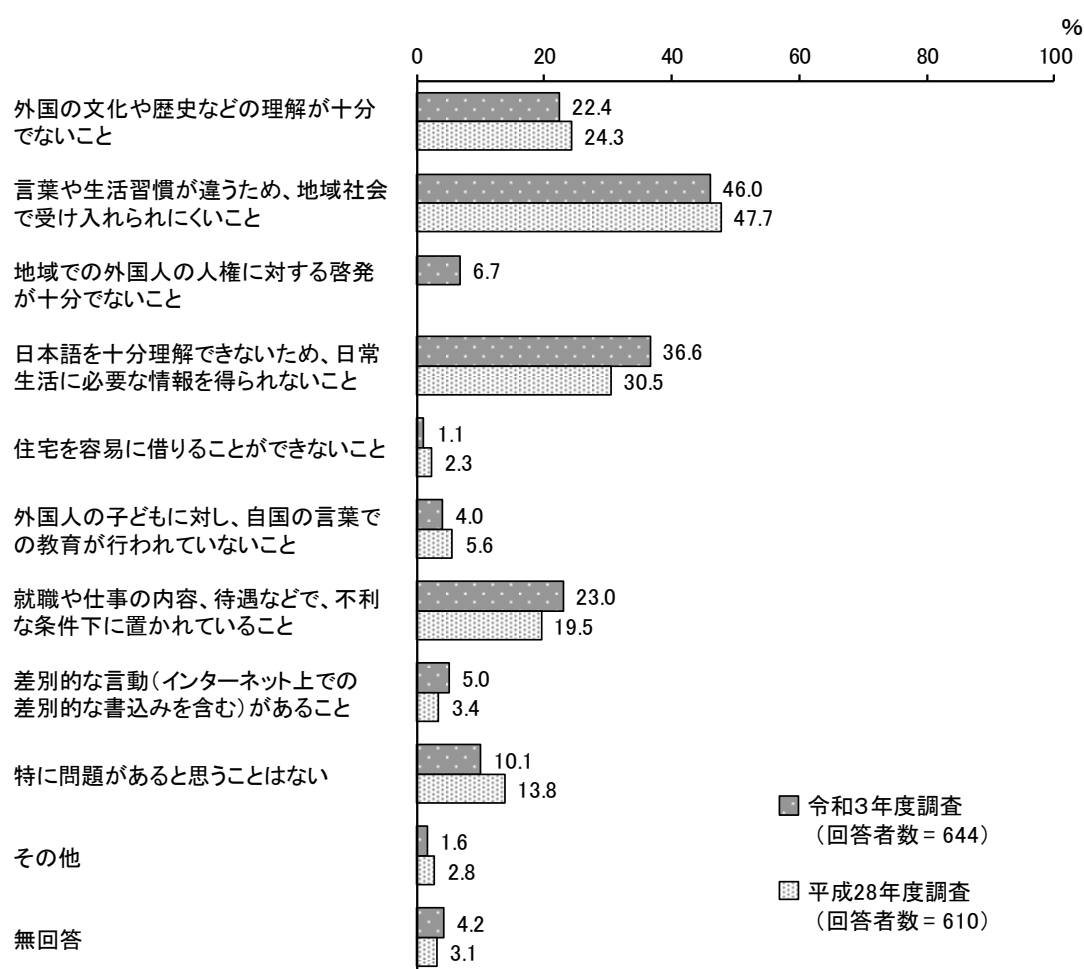
日本国内で生活する外国人や訪日外国人は年々増加しており、本市においても、令和4（2022）年3月31日時点で2,304人が生活し、学校や職場だけではなく、地域社会における日常生活のさまざまな場面で、外国人と接する機会が増え、文化、習慣、価値観の違いなどから、さまざまな問題が生じる状況があります。

国においては、平成18（2006）年に、「地域における多文化共生推進プラン」を策定（令和2（2020）年改訂）し、外国人に対して行うべきコミュニケーション支援、生活支援、意識啓発と社会参画支援、地域活性化の推進やグローバル化への対応などの取組がすすめられています。さらに、平成28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチをなくし、民族や国籍等の違いを越え、互いに人権を尊重し合う社会の実現を目指しています。また、平成30（2018）年には「出入国管理及び難民認定法」が改正され、外国人人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けて取り組むとともに、外国人との共生社会実現に向けた環境整備がすすめられています。

市民意識調査によると、外国人の人権問題について特に問題があることは「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」の割合が46.0%と最も高く、次いで「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を得られないこと」の割合が36.6%となっています。平成28（2016）年度調査と比較すると、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を得られないこと」の割合が5ポイント以上高くなっています。また、外国人の人権を尊重するために必要なことは、「外国人のための日本語学習の機会や日常生活に必要な情報を外国語により提供する」の割合が35.1%と最も高く、次いで「外国人のための適正な就労の場を確保する」の割合が28.1%となっています。平成28（2016）年度調査と比較すると、「外国人のための日本語学習の機会や日常生活に必要な情報を外国語により提供する」の割合が5ポイント以上高くなっています。

今後、国際化の進展により、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育んでいくことが重要です。国籍や文化の違いにかかわらず、互いに理解し合い、誰もが快適な生活を送ることができ、また、多様な人々の考え方を地域の活性化につなげるダイバーシティ※の考え方を踏まえた地域づくりに向けて、啓発、教育していく必要があります。

外国人の人権問題について特に問題があること

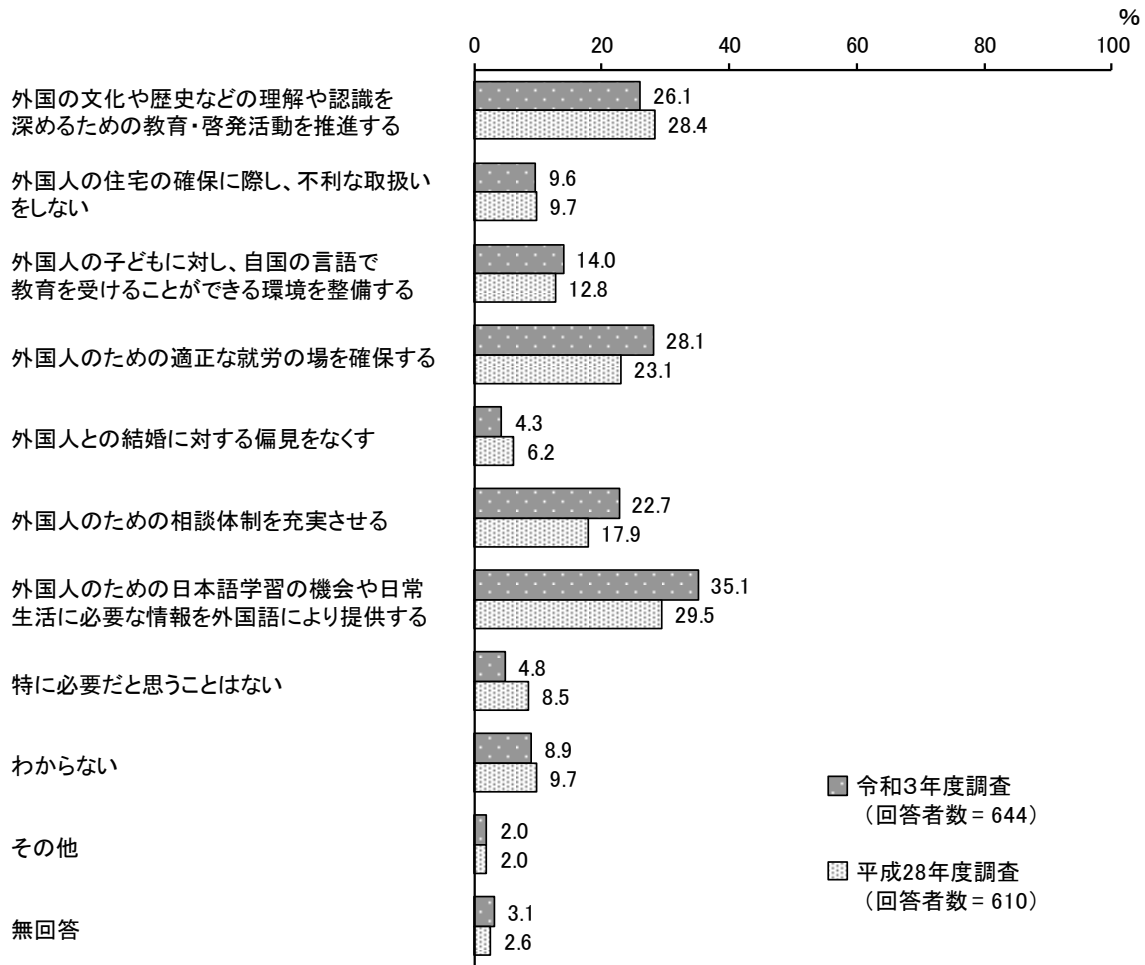


(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

※前回は「地域での外国人の人権に対する啓発が十分でないこと」の選択肢がありませんでした。

※ダイバーシティとは、多様性を受け入れ、尊重することを指し、一人ひとりの「違い」を認め合い、「違い」に価値を見出すという考えのことです。多様性には、人種、性別、年齢などの外的な違いだけでなく、価値観、生き方、考え方、性格などの内的な違いも含まれます。

外国人の人権を尊重するために必要なこと



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 外国人の生活習慣や文化などの理解を促進します。
- 在住外国人をケアする相談支援や情報提供を行います。
- 在住外国人との交流の機会を促進し、共生社会づくりを推進します。
- 多様な人材を活かしまちの活性化につなげるダイバーシティの考え方を広く市民に啓発します。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
国際理解教育の推進	○小中学校において、互いの言語や文化を尊重できるよう、外国語活動を通じて、他国の生活や文化について理解を深める教育の取組を推進します。
外国籍児童の円滑な就学促進	○小学校に入学する年齢の外国籍児童に対し、日本語初期指導教室等、外国籍児童生徒が、生活に必要な日本語を学ぶ場を提供しながら学校生活に順応できるよう支援します。
外国人住民に対する相談業務、広報・啓発事業の促進	○生活ガイドブックの充実を図ります。(英語、中国語、ポルトガル語など) ○通知文書や各種申請書類のポルトガル語などへの翻訳の促進を図ります。
国際交流ボランティア事業の推進	○外国人のための日本語講座の充実を図ります。 ○日本語ボランティア養成講座を推進します。 ○日本文化の体験支援を推進します。
多文化共生体制の推進	○市民と外国人市民が互いを理解しながら共に安心して生活できるまちづくりのための組織体制づくりに努めます。 ○多様な人材を活かしまちの活性化につなげるダイバーシティの考え方を広く広報等で市民に啓発します。
多言語による表記の促進	○啓発看板などに外国語の表記の促進を図ります。

7 感染症患者等の人権

(1) 現状と課題

これまで、H I V感染症やハンセン病などにおいて、誤った情報や認識、不安感、偏見などによって、感染症患者やその家族に対して、さまざまな差別が行われてきました。

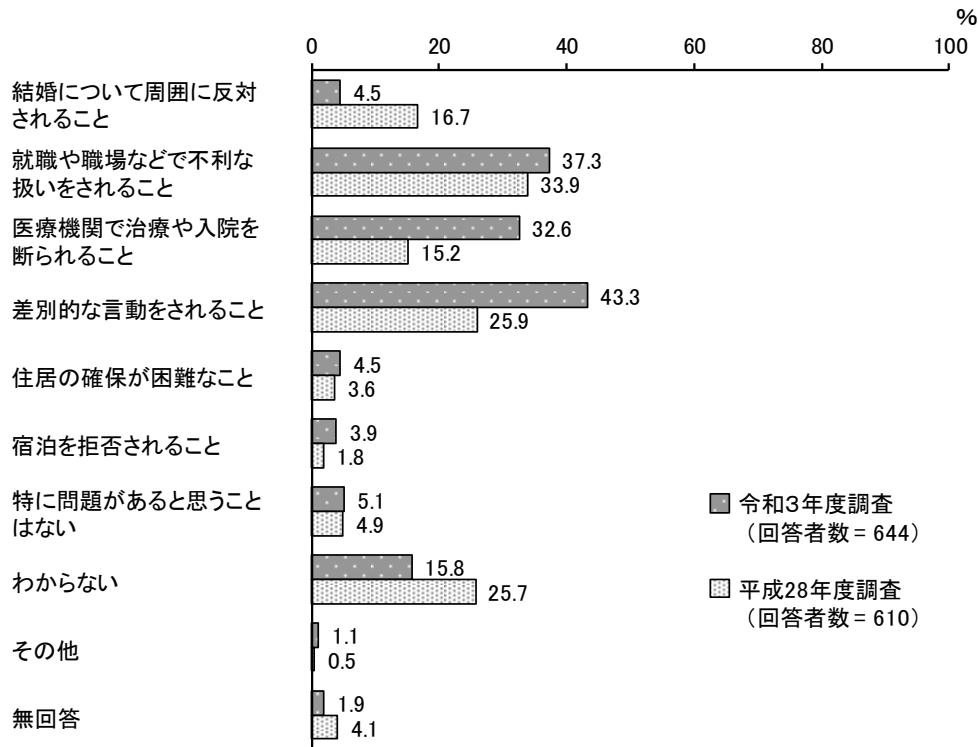
また、令和元(2019)年より世界的に流行した新型コロナウイルス感染症によって、感染者やその家族等が不当な差別、誹謗中傷を受けるなど、新たな人権問題も発生しています。

国においては、令和3(2021)年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられ、国や地方公共団体は、新型コロナウイルスに関する差別的取扱い等の実態把握や啓発活動を行うよう定められ、本市においても、積極的な啓発に取り組んでいます。

市民意識調査によると、感染症患者等の人権問題について特に問題があると思うことは、「差別的な言動をされること」の割合が43.3%と最も高く、次いで「就職や職場などで不利な扱いをされること」の割合が37.3%となっています。平成28(2016)年度調査と比べると、「差別的な言動をされること」の割合が約20ポイント近く増加しており、新型コロナウイルスに関する差別や偏見が市民に身近な人権問題として認識されていることがうかがえます。

感染症患者や元患者、家族、医療従事者等の人権に十分に配慮しながら、誤った情報による偏見や差別をなくすために、感染症等に対する正しい理解や知識の普及、啓発活動が必要です。また、医療受診についても患者、感染者の生活の質の向上を図り、地域で支援するため、保健所、医療機関などとの連携をすすめることが求められます。

感染症患者等の人権問題について特に問題があると思うこと



(令和3 (2021) 年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 感染症に対する正しい知識の普及や理解の促進を図ります。
- 感染症の予防と健康づくりを支援します。
- 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害の防止に向けた普及・啓発を推進します。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
エイズに関する啓発の充実	○世界エイズデーに合わせて市広報に情報を掲載するなど啓発の充実に努めます。
学習機会の充実	○患者の人権が尊重できる意識づくりのための学習機会の充実に図ります。 ○学校教育などでのエイズ教育を推進します。
相談窓口、相談体制の充実	○感染症の不安や悩みなどに対する相談を充実するとともに、保健所、医療機関との連携を促進します。
新型コロナウイルス感染症への対応	○新型コロナウイルスの感染者、医療従事者やその家族、またそれらの人々が属する施設・機関などに対する差別的な言動や、誹謗中傷、また、ワクチン接種に関する差別など、人権を侵害する事象が発生しないよう啓発を行います。 ○新型コロナウイルス感染症に関連する憶測、デマ、不確かな情報に惑わされず、人権侵害につながることをのしないよう、正確な情報提供や周知啓発を行います。

8 刑を終えて出所した人の人権

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保が難しいなど、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には厳しい状況にあります。

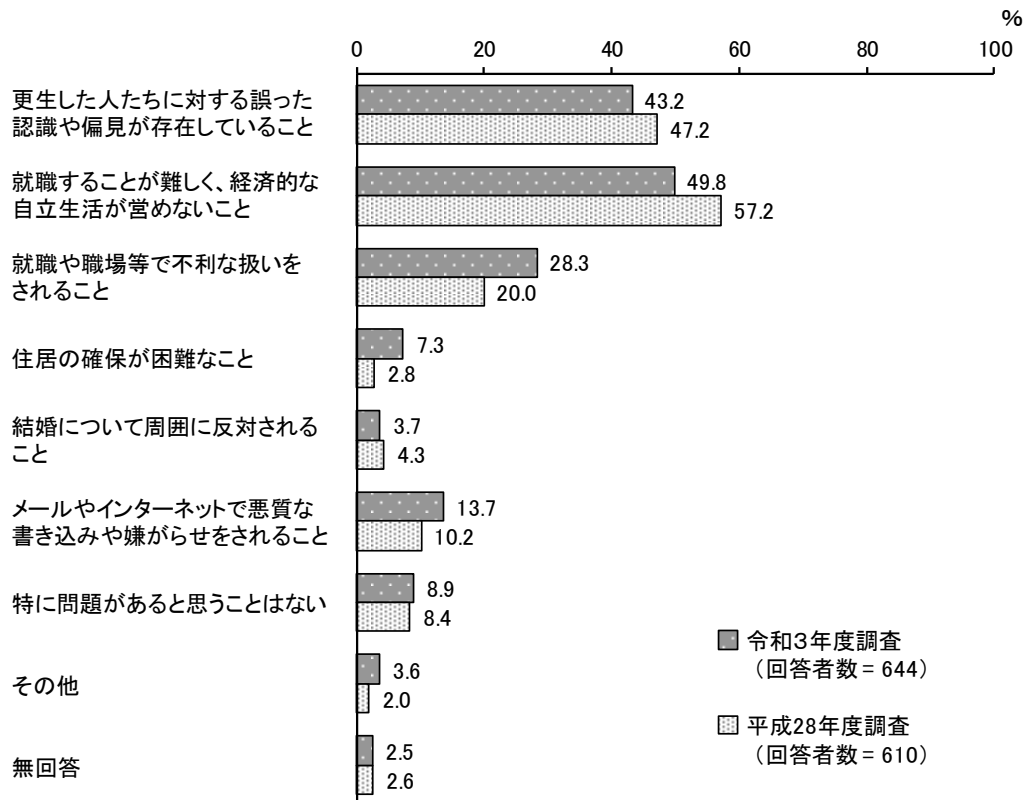
また、出所しても社会的に排除され、就労の場を得られなかった結果、生活の基盤が保障されず、再び罪を繰り返すという問題もあります。

国においては、平成 28（2016）年に、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、平成 29（2017）年に、「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

市民意識調査によると、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合、問題になることは、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」の割合が 49.8%と最も高く、次いで「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」の割合が 43.2%、「就職や職場等で不利な扱いをされること」の割合が 28.3%となっています。平成 28（2016）年度調査と比べると「就職や職場等で不利な扱いをされること」の割合が増加しています。

刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営めるよう、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発を行うことが必要です。

非行を犯した人が社会復帰を図ろうとした場合の問題



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 刑を終えて出所した人への偏見や差別意識を解消する啓発を行います。
- 市民の更生保護活動を支援します。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
啓発の推進	○刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための研修会や啓発を推進します。
更生保護活動への支援	○犯罪や非行防止のため「社会を明るくする運動」などの、更生保護活動への支援を推進します。

9 犯罪被害者等の人権

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族をめぐる問題として、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷などの過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やマスメディア等による行き過ぎた取材や報道によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられていることが指摘されています。

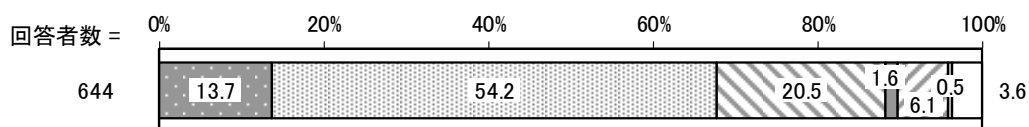
国においては、平成 17（2005）年に犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する「犯罪被害者等基本法」が施行され、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。また、平成 28（2016）年に「第 3 次犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等の権利や利益の保護が一層図られる社会を目指しています。

市民意識調査によると、犯罪被害者とその家族の人権問題について、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなる」との割合が 54.2%と最も高く、次いで「SNS 等で興味本位のうわさや心ない中傷に傷つけられること」の割合が 20.5%となっています。

犯罪被害者とその家族等の人権が侵害されるケースはさまざまであり、被害者の人権を尊重し、犯罪被害者等に対する理解を深める啓発活動が必要です。

犯罪被害者とその家族の人権問題について特に問題があると思うこと

- 事件のことに、周囲にうわさ話をされること
- 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなる
- SNS 等で興味本位のうわさや心ない中傷に傷つけられること
- 特に問題があると思うことはない
- わからない
- その他
- 無回答



(令和 3（2021）年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 被害者等の人権を守るための教育及び啓発をすすめます。
- 被害者相談やカウンセリングの充実に努めます。
- 被害者の救済支援を充実します。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
広報などによる啓発の推進	○広報などを通じて、犯罪被害者などの人権擁護に資する啓発活動を推進します。
被害者相談窓口の充実	○犯罪被害者などの人権問題に関する相談窓口の充実に努めます。
被害者救済支援の充実	○地域や関係機関などが連携して支援の充実を図ります。

10 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及に伴い、企業、行政、個人を問わず、大量の情報を収集、処理、発信できるようになり、生活の利便性が高まった一方で、パソコンやタブレット、スマートフォン等の電子媒体を利用してインターネットにアクセスして、その匿名性、情報発信の容易さから、他人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現の掲載、著作物の違法な転載、個人情報の流出などが発生しており、深刻な問題となっています。

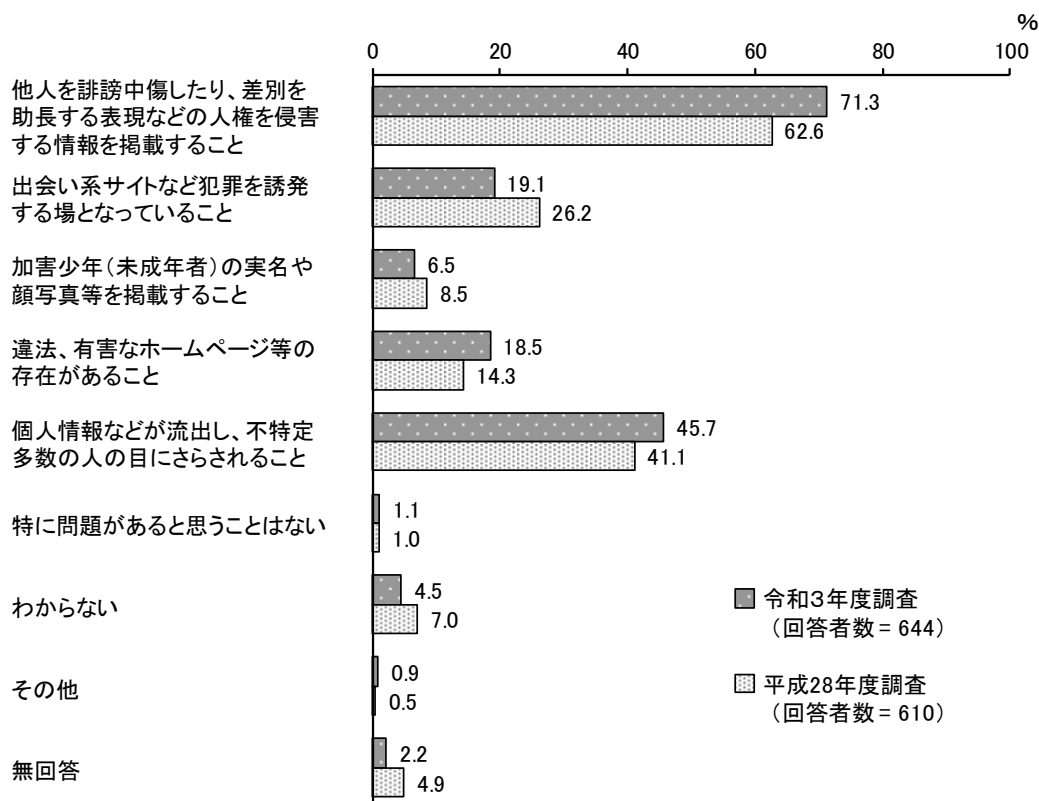
国においては、平成 14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、ホームページの掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ることとしています。また、平成 17（2005）年の「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」全面施行時には電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いルールのガイドライン化が行われ、平成 26（2014）年にはりベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されるなど、インターネット上の人権侵害への対策がすすめられています。

市民意識調査によると、インターネットによる人権問題について特に問題だと思うことは、「他人を誹謗中傷したり、差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載すること」の割合が 71.3%と最も高く、次いで「個人情報などが流出し、不特定多数の人の目にさらされること」の割合が 45.7%となっています。平成 28（2016）年度調査と比較すると、「他人を誹謗中傷したり、差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載すること」の割合が 10 ポイント近く増加しています。また、インターネットによる人権侵害を解決するために必要なことは、「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」の割合が 56.5%と最も高く、次いで「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」の割合が 39.1%となっています。平成 28（2016）年度調査と比較すると、「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」の割合が 5 ポイント以上増加しています。インターネットの利用が市民に広がっており、インターネットに関する人権問題への市民の関心が高くなっています。

高齢者も含めインターネットの利用が全世代に拡大しており、インターネットの利用におけるマナーやモラルを守るなどの啓発活動をあらゆる年代へ実施していくことが必要です。

また、DX※化がすすむ中で、デジタルデバイド※の問題も指摘されており、市民が情報にアクセスする権利を守る上でも、情報技術を学ぶ機会を充実することが必要です。

インターネットによる人権問題について特に問題だと思うこと

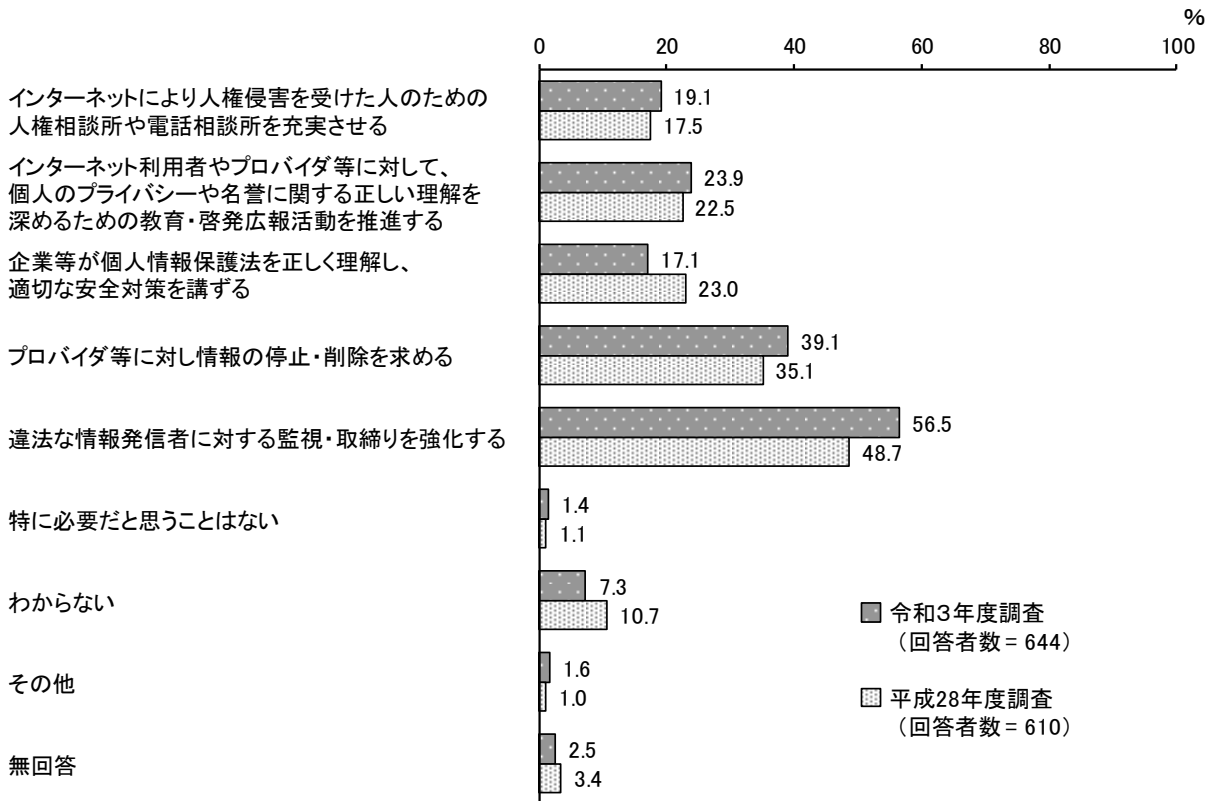


(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

※DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、Digital Transformationの略で、高速インターネットやAI(人工知能)などのITの活用により、ビジネスや生活の質を高めていくことを指します。

※デジタルデバイドとは、インターネットやパソコン等の情報通信技術を使える人と使えない人との間に生じる格差のこと、つまり「情報格差」のことを指します。

インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- インターネットの正しい理解と利用を啓発します。
- 人権侵害事案に対しては、国や県、関係機関と連携しながら対応します。
- デジタルデバイドの解消に向けた学習の機会を提供します。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
インターネットの正しい 利用方法などについての 教育の充実	○市民や児童生徒に向けて、インターネットによる情報収集・ 発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深め るための研修や学習の充実を図ります。また、保護者と児 童生徒との明確なルール作り又は、保護者の情報モラルの 向上に向けた取組を行います。
他機関との連携促進	○インターネット上での悪質な人権侵害事案に対しては、市 民からの相談を受けるとともに、国や県、関係機関と連携 しながら対応していきます。
悪質な情報などへの対応	○法に基づき、悪質な情報を削除したり、発信者の情報開示 を行うよう関係機関へ積極的な働きかけに努めます。
デジタルデバйдへの対応	○インターネットやパソコン、スマートフォン等の情報通信 技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差 が生じないよう、ＩＣＴ機器の活用に向けた講座の開催等 を検討し、デジタルデバйдの解消に努めます。

11 性的少数者の人権

(1) 現状と課題

近年、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない人や同性愛等の性的指向をもつ人など、性の多様なあり方が認識されつつありますが、性的少数者であるがために理解を得ることができず、周囲の偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどにより苦痛や不利益を受けることがあります。

国においては、性的な違和を感じている人への取組として、平成 15（2003）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められることとなりました。また、戸籍法施行規則の一部を改正する省令が平成 16（2004）年に公布され、性別の取扱いの変更について家庭裁判所の審判があった場合には、同裁判所からの嘱託により父母との続柄欄を更正することができるようになりました。

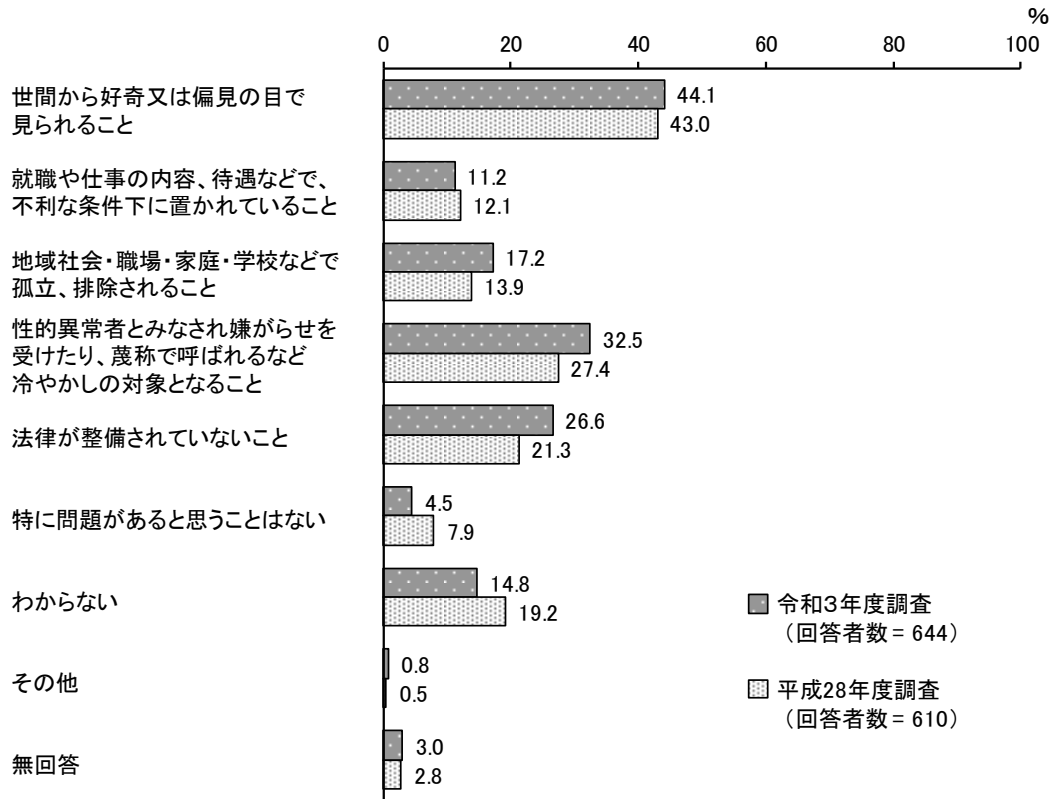
全国的には、一部の地方自治体では、「パートナーシップ宣誓証明制度」の導入がすすめられており、性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣言された事実を証明できるようになってきています。

市民意識調査によると、性的少数者の人権問題だと思うことについて、「世間から好奇又は偏見の目で見られること」の割合が 44.1%と最も高く、次いで「性的異常者とみなされ嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」の割合が 32.5%となっています。平成 28（2016）年度調査と比較すると、「性的異常者とみなされ嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」の割合が 5 ポイント以上増加しています。また、性的少数者の人権問題を解決するために必要なことについては、「性的少数者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」の割合が 47.0%と最も高く、次いで「性的少数者に関する法的認知・保護を行う」の割合が 39.4%となっており、平成 28（2016）年度調査と比較するとそれぞれ 10 ポイント近く増加しており、市民の性的少数者への関心は高くなっています。

LGBT※をはじめとする性的少数者に対する理解を深めるための人権教育及び人権啓発の促進や、性的少数者が暮らしやすい社会を目指し、制度の見直しを検討していくことが必要です。

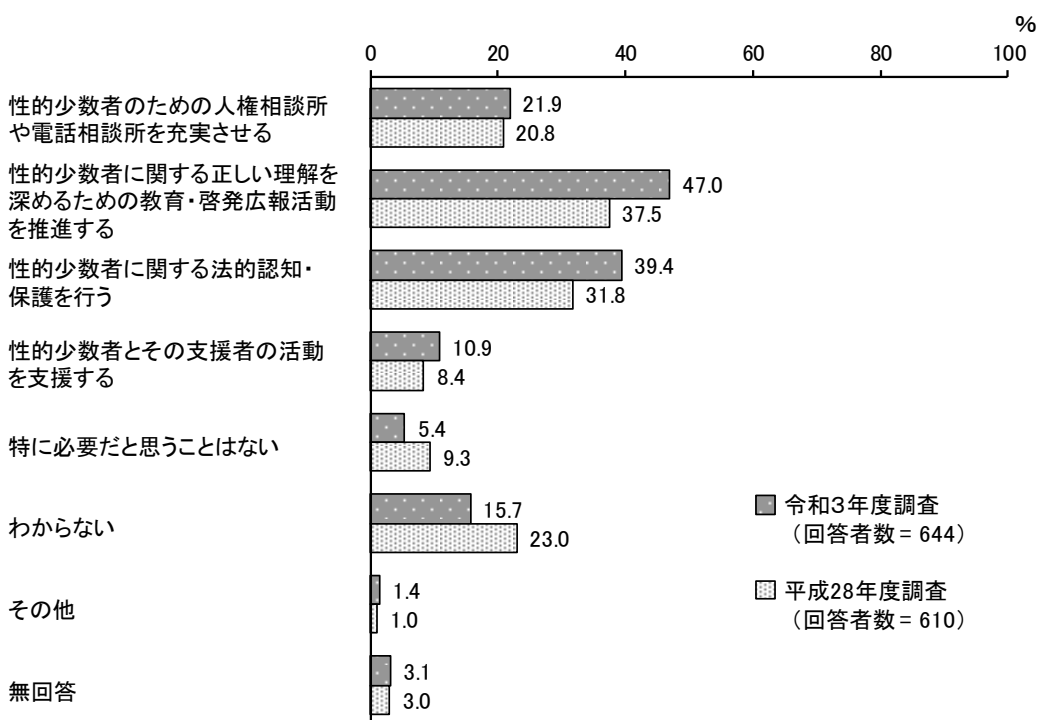
※LGBTとは、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両方の性を好きになる人）、トランスジェンダー（戸籍の性とは別の性として生きたいと望む人）、など、性的マイノリティを表す総称の一つです。

性的少数者の人権問題について



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

性的少数者の人権問題を解決するために必要なことについて



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 性自認が異なる人についての正しい知識の普及と理解を促進します。
- 同性愛など性的指向について、正しい理解を促進します。
- 多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指すことを目的に、パートナーシップ宣誓制度の実施を検討します。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
性的指向、性自認についての知識の啓発促進	○市民に向けて、性的指向や性自認に対する正しい知識の普及・啓発に努め、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。
学習機会の充実	○学校教育や社会教育等で性的指向についての学習の機会を充実します。
パートナーシップ宣誓制度の検討	○性的指向及び性自認に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指すことを目的に、パートナーシップ宣誓制度の実施を検討します。

12 その他の人権問題

私たちが暮らす社会には、その他多様な人権問題が存在し、ホームレスに対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致被害者、人身取引被害者、災害に伴う人権問題等、さまざまな人々に対する偏見や差別も根強いものがあります。

これらの人権問題について、人権を尊重するという視点に立った教育及び啓発の取組を行います。

事業名・取組	事業・取組内容
研修会、講座の充実	○その他の人権問題に対する理解を深めるための研修会、講座の充実を図ります。
広報などによる啓発の推進	○市広報などを通じて、正しい理解を深めるための啓発を推進します。
相談体制の充実	○その他の人権問題に関する悩みや差別についての相談体制の充実を図ります。

第4章

指針の推進体制

1 推進体制

人権に関わる問題は、「世界人権宣言」で規定される人種、皮膚の色、性、言語、宗教、といった偏見や差別から、社会構造の複雑化・多様化等を経て、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、インターネットによる人権侵害等、さらに複雑な広がりを見せるとともに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、部落差別（同和問題）、外国人等、非常に多岐にわたってきています。

そのような中、人権施策についての総合的かつ効果的な推進を行うために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨に従い、以下の視点をもってすすめます。

- ① さまざまな発達段階に応じて行うこと
- ② 多様な機会を捉えて行うこと
- ③ 効果的な手法並びに市民の自主性を尊重したかたちで行うこと
- ④ 本市における施策実施部署の中立性を確保しつつ行うこと

また、普段から行政において、人権推進担当部局や会議の仕組みづくりも見据えながら、さまざまな関連部署との連携と協力、協議・検証を行い、指針及び施策の完成度を高めていきます。

2 関係機関との連携

人権施策の推進が広範な取組として展開されるよう、国・県・周辺自治体をはじめとした関係機関、人権擁護委員等の関係者との連携・協力を図り、人権に関わる団体などに対して、人権施策の取組に対する協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力をすすめます。

3 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

人権尊重のまちづくりの推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人が高い人権意識をもち、それぞれの職務において人権尊重の視点に立った行動ができるよう研修を行うなど、資質向上のための取組が必要です。

また、人権問題に対し深い認識と実践力をもち、地域において先導的役割を果たせるよう、特に職務上、市民の人権に関与することが多く、人権意識の向上が重要である本市職員はもとより、学校教職員、社会教育関係職員、医療・看護・福祉関係者、その他民間企業の従業員等に向けての研修や啓発を推進します。

4 瑞穂市人権尊重都市宣言の周知

本市では、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、市民一人ひとりが安心して笑顔で幸せに暮らせるまちとするため、令和5（2023）年●月●日、議会の議決を得て「人権尊重都市宣言」を行いました。

この指針の基本理念でもある“誰もがお互いを尊重し、支えあう共生のまちづくり”の実現に向け、この「人権尊重都市宣言」を広く市民に周知し、市民と市が一体となり人権尊重のまちづくりをすすめていきます。